第7章 包括外部監査の結果一非強制徴収公債権

第 1 生活保護費返還金・徴収金

1 監査対象部署

福祉事務所

2 監査対象債権の概要

- (1)ア 生活保護法 63 条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定める。この債権を、生活保護法 63 条に基づく費用返還金という(以下「63 条に基づく返還金」という。)。63 条に基づく返還金は、資力があるが、これが直ちに最低限の生活のために利用できない状態にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金される等の最低生活に利用できる状態になった段階で、すでに支給した保護金品との調整を図るために請求するものである。
 - イ 生活保護法 78 条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収すると定める。この債権を、生活保護法 78 条に基づく費用徴収金という(以下「78 条に基づく徴収金」という。)。いわゆる不正受給者に対して、請求するものである。
 - ウ 岡山市においては、63条に基づく返還金及び78条に基づく 徴収金の債権管理は、6福祉事務所(北区中央福祉事務所・北 区北福祉事務所・中区福祉事務所・東区福祉事務所・南区西福 祉事務所・南区南福祉事務所)が行っている。
 - エ 63条に基づく返還金及び78条に基づく徴収金は、非強制徴収公債権である。ただし、平成26年の生活保護法改正により、78条に基づく徴収金のうち、平成26年7月1日以後に支弁した保護費に係る徴収金については、国税徴収の例によることができるとされている(生活保護法78条4項・77条の2第2項)。

オ 63 条に基づく返還金及び 78 条に基づく徴収金の債務者人数及 び発生原因別人数・金額は、福祉事務所資料 1 及び福祉事務所資 料 2 のとおりである。

福祉事務所資料 1 (福祉事務所提供)

平成29年度の返還金・徴収金の債務者人数

単位:人

福祉事務所	中央	北	中区	東区	西	南	合計
現年度	392	79	232	92	30	153	978
過年度	618	94	818	177	48	269	2,024
重複者	25	7	53	22	4	20	131
実人数	985	166	997	247	74	402	2,871

福祉事務所資料2(福祉事務所提供)

平成29年度の返還金・徴収金の発生原因別人数・金額

_第63条				上段:	件数(件)	,下段:金智	頁 (円)
福祉事務所	中央	北	中区	東区	西	南	合計
各種年金の遡及受	75	11	54	5	7	50	202
給	66, 524, 771	10, 658, 780	33, 436, 035	2, 791, 545	11, 380, 178	31, 279, 407	156, 070, 716
保険の解約返戻金	5	0	12	1	0	9	27
床灰切牌和这 <u>庆</u> 宝	1, 194, 322	0	1,629,833	292, 446	0	405, 665	3, 522, 266
資産売却	3	0	1	2	3	6	15
頁 座 元 厶	1,635,809	0	637, 377	477, 626	191,654	243, 703	3, 186, 169
交通事故の補償金	12	1	12	6	3	4	38
文 世 争 取 少 州 貞 並	12, 258, 430	233, 936	3, 978, 721	904, 878	754, 704	1, 125, 997	19, 256, 666
介護保険償還金	76	15	50	9	5	27	182
月暖休俠貝坯並	2,994,306	1, 144, 987	2, 103, 290	488, 953	262, 963	1,056,464	8, 050, 963
雇用保険給付金	2	1	3	0	0	1	7
准 ///	282, 992	279, 786	212, 796	0	0	113, 370	888, 944
入院給付金	8	2	10	5	1	15	41
) C b) C W L L L 3 2 2	3,805,010	1,566,810	5, 273, 204	442, 100	22,500	3, 410, 961	14, 520, 585
高額療養費償還金	3	1	2	1	1	2	10
问识从投页页还亚	75, 465	30, 250	58, 987	27, 603	46, 200	243, 651	482, 156
扶助費算定誤り	9	8	6	16	3	9	51
1八切員 葬足試り	598, 805	1, 187, 954	517, 451	1,308,702	2, 379, 390	97, 730	6, 090, 032
その他	123	33	116	34	2	21	329
CANIE	27, 241, 950	6, 215, 130	16, 928, 530	5, 673, 022	543, 546	4, 264, 509	60, 866, 687
合計	316	72	266	79	25	144	902
	116, 611, 860	21, 317, 633	64, 776, 224	12, 406, 875	15, 581, 135	42, 241, 457	272, 935, 184

- Cの他は、各種年金の増額分の受領、廃止等による保護費の過払い、休業補償費の受領 などです。

第78条				上段:	件数(件)	,下段:金智	額(円)
福祉事務所	中央	北	中区	東区	西	南	合計
稼働収入の無申告	54	5	58	11	3	31	162
1水圏収入への無中日	18, 862, 637	3, 190, 753	23, 858, 203	1,690,687	884,886	5, 908, 427	54, 395, 593
稼働収入の過小申	14	6	4	10	3	1	38
告	4, 312, 586	627, 591	1, 885, 891	1, 599, 401	81,841	5, 923	8, 513, 233
労災補償金等の無	1	0	1	0	0		2
申告	1, 124, 867	0	828, 250	0	0		1, 953, 117
任意保険金等の無	5	1	0	0	0	1	7
申告	1, 380, 788	335,000	0	0	0	35, 170	1, 750, 958
各種年金及び福祉各法	11	2	5	3	2		23
に基づく給付の無申告	3, 160, 218	557, 699	887, 345	51, 803	535,050		5, 192, 115
預貯金等の無申告	0	0	0	0	0		0
頂則並等の無甲占	0	0	0	0	0		0
資産収入の無申告	3	0	0	0	0		3
賃座収入の無中古	894, 255	0	0	0	0		894, 255
交通事故の補償に	2	0	1	0	0	1	4
係る収入の無申告	894, 255	0	202,000	0	0	738, 095	1,834,350
その他	38	6	9	4	1	2	60
-C 421E	9, 527, 331	436, 523	5, 232, 255	2, 442, 156	2,633	336, 390	17, 977, 288
∆ ∌I.	128	20	78	28	9	36	299
合計	40, 156, 937	5, 147, 566	32, 893, 944	5, 784, 047	1,504,410	7,024,005	92, 510, 909

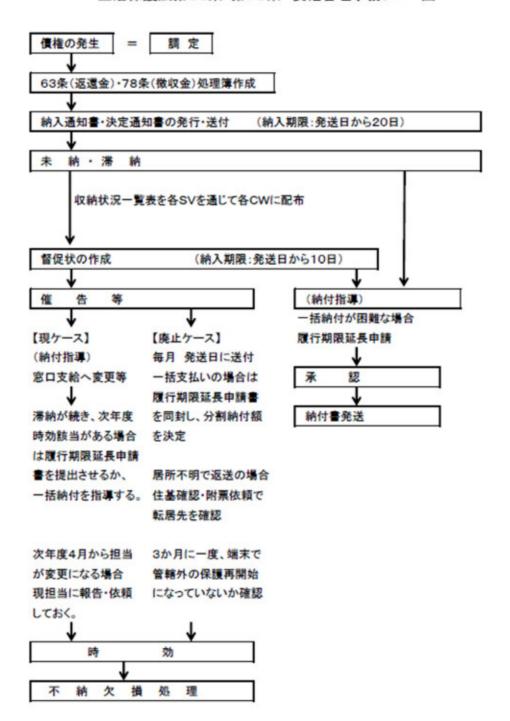
【その他は、親族援助の無申告、住宅扶助の目的外利用、敷金等一時扶助の目的外利用、 住宅扶助の不正受給、介護報酬不正受領などです。

- (2) 63条に基づく返還金及び78条に基づく徴収金について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、生活保護法、生活保護法返還金・徴収金事務処理要綱、生活保護法返還金等事務処理基準である。

(4) 債権管理事務の執行に関するフローは, **福祉事務所資料3**のと おりである。

福祉事務所資料3(福祉事務所提供)

生活保護法第63条・第78条 債権管理事務フロ一図



3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

北区中央福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	134,252,043	106,697,757	158,846,467
調定額	繰越	290,666,396	312,852,490	321,360,269
	合計	424,918,439	419,550,247	480,206,736
	現年	78,665,984	59,726,797	101,597,054
収入額	繰越	20,375,361	30,316,779	22,021,594
	合計	99,041,345	90,043,576	123,618,648
	現年	55,586,059	46,970,960	57,249,413
収入未済額	繰越	257,268,485	274,389,309	295,195,392
	合計	312,854,544	321,360,269	352,444,805
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	13,022,550	8,146,402	4,143,283
	合計	13,022,550	8,146,402	4,143,283

単位:円

北区北福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	11,494,141	13,632,047	27,763,769
調定額	繰越	36,932,781	35,342,460	39,493,066
	合計	48,426,922	48,974,507	67,256,835
	現年	7,976,161	6,933,306	19,749,637
収入額	繰越	1,849,457	1,614,493	1,863,546
	合計	9,825,618	8,547,799	21,613,183
	現年	3,517,980	6,698,741	8,014,132
収入未済額	繰越	31,824,480	32,794,325	34,679,645
	合計	35,342,460	39,493,066	42,693,777
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	3,258,844	933,642	2,949,875
	合計	3,258,844	933,642	2,949,875

単位:円

中区福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	72,883,460	78,716,205	98,641,292
調定額	繰越	367,335,024	385,080,378	402,855,460
	合計	440,218,484	463,796,583	501,496,752
収入額	現年	33,293,438	33,564,738	54,930,464

	繰越	12,696,620	11,904,818	12,515,771
	合計	45,990,058	45,469,556	67,446,235
	現年	39,589,522	45,151,467	43,710,828
収入未済額	繰越	343,918,177	357,703,993	377,894,035
	合計	383,507,699	402,855,460	421,604,863
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	10,720,227	15,471,567	12,445,654
	合計	10,720,227	15,471,567	12,445,654

単位:円

東区福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	22,505,800	36,489,512	19,639,922
調定額	繰越	61,127,300	69,326,589	95,851,855
	合計	83,633,100	105,816,101	115,491,777
	現年	10,200,552	6,396,451	7,560,385
収入額	繰越	3,163,239	3,005,126	5,240,291
	合計	13,363,791	9,401,577	12,800,676
	現年	12,305,248	30,093,061	12,079,537
収入未済額	繰越	57,021,341	65,777,833	88,357,612
	合計	69,326,589	95,870,894	100,437,149
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	942,720	543,630	2,253,952
	合計	942,720	543,630	2,253,952

単位:円

南区西福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	7,375,602	7,909,449	17,409,144
調定額	繰越	29,214,193	29,897,337	29,693,183
	合計	36,589,795	37,806,786	47,102,327
	現年	4,002,548	5,322,254	12,194,598
収入額	繰越	1,977,995	2,460,129	1,915,957
	合計	5,980,543	7,782,383	14,110,555
	現年	3,373,054	2,587,195	5,214,546
収入未済額	繰越	26,524,283	27,105,988	27,730,014
	合計	29,897,337	29,693,183	32,944,560
不納欠損額	現年	0	0	0
小利人頂做	繰越	711,915	331,220	47,212

合計 711,915 331,220 47,212

単位:円

南区南福祉事務所		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	43,323,154	39,005,361	50,472,564
調定額	繰越	132,357,873	133,825,472	135,768,800
	合計	175,681,027	172,830,833	186,241,364
	現年	25,793,195	23,092,841	35,963,892
収入額	繰越	5,420,084	5,300,662	6,521,542
	合計	31,213,279	28,393,503	42,485,434
	現年	17,529,959	15,912,520	14,508,672
収入未済額	繰越	116,295,513	119,856,280	124,128,042
	合計	133,825,472	135,768,800	138,636,714
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	10,642,276	8,668,530	5,110,219
	合計	10,642,276	8,668,530	5,110,219

4 指摘・意見

(1) 債権の発生

指摘 43・福祉事務所

研修等による担当職員のスキルアップ、査察指導員等によるチェック体制の強化等の対策を実施することにより、扶助費算定の誤りを可及的に防止すべきである。

(事実)

平成 29 年度に発生した全ての 63 条に基づく返還金のうち、福祉事務所職員が扶助費の算定を誤ったことにより発生した返還金が 51 件あり、その合計金額は 6,090,032 円である。

(理由)

63 条に基づく返還金の発生原因のうち扶助費算定の誤りについては、研修等による担当職職員のスキルアップ、査察指導員等によるチェック体制の強化等により、未然に発生を防止することが可能である。

(2) 督促

指摘 44 · 福祉事務所

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促状を送付すべきである。

(事実)

多くの福祉事務所では、納期限までに納付されない場合に督促 状を送付していない。具体的な状況(特段の記載がない限り、平 成29年度を対象としている。)は以下のとおりである。

北区中央:概ね納期限後20日以内に督促状を送付している。

北区北 : 督促状を一切送付していない。 中区 : 督促状を一切送付していない。 南区西 : 督促状を一切送付していない。

南区南 : 概ね納期限後 20 日以内に督促状を送付している。

東区 : 平成 29 年度以前は、納期限後 20 日以内に督促状を

送付できていないものもあったが,平成30年度から,

納期限後20日以内に送付している。

(理由)

督促は、「納期限後 20 日まで」に、督促状を発送する方法で行わなければならない(債権管理条例 5 条、同施行規則 3 条 1 項、分担金条例 2 条、生活保護法返還金・徴収金事務処理要綱 6 条、生活保護返還金等事務処理基準)。

■生活保護法返還金·徵収金事務処理要綱

第6条 返還金等を納入期限までに納入しない者に対しては、督促状を発送する ものとする。

■生活保護返還金等事務処理基準

7 督促状の発送(福祉振興係)

- (1) 納入通知書を発送したもので、納入期限までに納入のないものについては 督促状 (様式第4号) の発送事務を行う。
- (2) 督促状は、納期限後20日以内に発送し、督促状に指定すべき納入期限は、 発送の日から10日とする。
- (3) 一括して調定し、事実上分割して納付している返還金、徴収金についての 督促は、決定金額を表示し、未納金額(返還金・徴収金残額)を記載した督 促状(様式第5号)を送付することにより行う。
- (4) 督促の状況は整理台帳の所定の欄に記載する。
- (5) 督促の結果, 事情があって納付できないと債務者から相談があった場合は, その事情を聴取し, 必要な場合は, 検討会及び処遇検討委員会に諮り徴収停止, 履行期限の延長等の措置について検討する。

(3) 催告

指摘 45 · 福祉事務所

督促後も完納しない場合には、定期的に催告状を発送すべきである。

(事実)

中区福祉事務所,北区北福祉事務所及び南区西福祉事務所では,催告状を発送していない。なお,少なくとも中区福祉事務所及び南区西福祉事務所では,63条に基づく返還金及び78条に基づく徴収金の発生後,督促状・催告状の送付を行うことなく,平成29年度中に時効により消滅したケースが存在した。

(理由)

納期限までに納付されない場合には、期限を指定して督促しなければならない(債権管理条例 5条)。督促に指定すべき期限は、「督促状を発した日から起算して 10 日」である(債権管理条例施行規則 3条 2 項)。「督促状の指定期限内に返還金等を納入しない者に対しては、催告状を発送」しなければならない(生活保護法返還金・徴収金事務処理要綱 7条、生活保護返還金等事務処理基準)。督促にもかかわらず納付されない場合には、定期的に催告を行うことが徴収上有効である。

■生活保護法返還金・徵収金事務処理要綱

第7条 督促状の指定期限内に返還金等を納入しない者に対しては、催告状を発送するものとする。

■生活保護返還金等事務処理基準

- 8 催告状の発送(福祉振興係)
 - (1) 督促状の指定期限内に納付しないものに対しては、催告状(様式第6号) を発送する。
 - (2) 催告に応じない場合は、生活福祉係と連携し、呼出し、電話、訪問等により納付を促す。
 - (3) 催告状の発送, 電話, 訪問等の滞納整理の状況は, 整理台帳の所定欄に記載する。

(4) 相続人調査

指摘 46 福祉事務所

債務者が死亡した場合には、相続人調査を実施し、相続人に対

して法定相続分に応じて請求すべきである。なお、相続人に対して請求するにあたり、事前に、死亡した債務者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

(事実)

多くの福祉事務所が、債務者が死亡した場合、相続人調査及び 相続人に対する法定相続分に応じた請求を実施していない。具体 的には以下のとおりである。

北区中央:相続人調査を実施し、その調査結果に基づき相続人に対して概ね請求している。ただし、監査手続において、過去の記録を確認したところ、法定相続分の 算定を誤っているケース、相続人の一人に全額請求 しているケースが存在した。

北区北 : 相続人調査を実施していない。新しい世帯主(相続 人ではあるが、他にも法定相続人がいる)に対して 全額請求しているケースが複数存在した。

中区 : 相続人調査を実施していない。把握できている一部 の相続人へ請求する場合も, 法定相続分について説明せず, 全額請求しているケースが存在した。

南区西 : 相続人調査は実施しているが、その調査結果に基づき相続人に対して請求していない。相続人以外の親族へ請求し、返済を受けているケースが存在した。

南区南 : 相続人調査を実施している。平成 29 年度途中より 相続人に送付する書類を整備し、相続人に対して法 定相続分に従って請求している。

東区: 相続人調査を実施し、その調査結果に基づき相続人 に対して概ね請求している。

(理由)

債務者が死亡した場合には、戸籍謄本等による相続人調査を実施し、相続人に対して法定相続分に応じて請求する必要がある。

(5) 延滞金

指摘 47・福祉事務所

納期限までに納付しなかった場合、延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には、納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があると認めた場合、すな

わち、「債務者が生活保護法による保護を受けている場合又は支 払能力がないと認められる場合」であることを確認すべきである。 (事実)

全ての福祉事務所では、検討することなく、63条に基づく返還金及び78条に基づく徴収金について延滞金を徴収していない。

(理由)

納期限までに納付しない場合,原則として延滞金を徴収しなければならない(分担金条例 5 条)。もっとも,納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があると認めた場合には延滞金を減免することができる(同条例 7 条)。生活保護法返還金・徴収金事務処理要綱 11 条によれば,上記「やむを得ない事由」は,「債務者が生活保護法による保護を受けている場合」又は「支払能力がないと認められる場合」である。

■生活保護法返還金·徵収金事務処理要綱

第 11 条 返還金等を納入期限までに納付しない場合は、岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(昭和 32 年市条例第 37 号)の規定に基づく延滞金を徴収するものとする。ただし、債務者が生活保護法による保護を受けている場合又は支払能力がないと認められる場合は、同条例第 7 条の規定により延滞金を減免することができる。

(6) 法的措置(訴訟手続等)

指摘 48・福祉事務所

督促後,少なくとも 1 年を経過してもなお履行されない場合には, 徴収停止(自治令 171 条の 5, 債権管理条例 10 条) 又は履行延期の特約(自治令 171 条の 6, 債権管理条例 11 条) その他特別の事情があると認める場合を除き,訴訟手続等の法的措置をすべきである。

(事実)

全ての福祉事務所において、63条に基づく返還金及び78条に基づく徴収金について、訴訟手続等の法的措置がとられていない。

(理由)

徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り、督促後、少なくとも1年を経過してもなお履行されない場合には、訴訟手続等の法的措置をとらなければならない(自治令171条の2、債権管理条例7条、同施行規則4条)。

⑦ 履行延期の特約・処分

指摘 49・福祉事務所

履行延期の処分をする場合には、原則としてその延長に係る履行期限を当初の履行期限から 5 年以内とし、やむを得ない事情がある場合に限り、5 年以内を限度として再度の延長を認めるべきであり、この期間を大きく超える長期間の延長は、厳に慎むべきである。

(事実)

全ての福祉事務所において、債務者から履行期限延長の申請があった場合、5年を超える延長が認められているケースが多数存在した。また、常識では考えられない長期間の延長がなされているケースも散見された。監査手続において確認できただけでも、北区中央で89年、南区西で98年、東区で110年という履行期限の延長がなされているケースが存在した。

(理由)

生活保護法返還金・徴収金事務処理要綱 8 条 4 項によれば、履行期限を延長する場合の期間は、原則として 5 年以内とし、やむを得ない事情がある場合は、5 年以内を限度として再度延長することができるとされている。

なお、上記(事実)記載の89年~110年という履行期限の延長は、およそ徴収上有利であるとは言い難い。

■生活保護法返還金·徵収金事務処理要綱

第8条

1~3(省略)

4 履行期限を延長する場合は、その期間は、原則として5年以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、履行期限を5年以内を限度として再度延長することができる。

(8) 時効

指摘 50 · 福祉事務所

法令に基づいて時効管理をすべきである。履行延期の処分において分割納付を認める場合には、期限の利益喪失条項や履行期限の繰上げ条項を定めるべきである。

(事実)

各福祉事務所では,履行延期の処分において分割納付を認める場合に,期限の利益喪失条項や履行期限の繰上げ条項を定めていなかった。にもかかわらず,履行延期の処分後に分割納付を滞った場合,最終納付日から5年を経過した時点で,延長された履行期限の未到来部分も含めた63条に基づく返還金及び78条に基づく徴収金全体が時効によって消滅すると理解して時効管理を行っていた。実際に,平成27年度から29年度にかけて,このような理解に基づき,少なくとも未だ消滅時効が完成していない3件が時効完成を理由に不納欠損処理されていたことが発覚した。

(理由)

履行延期の処分において分割納付を認める場合に、期限の利益喪失条項又は履行期限の繰上げ条項がなければ、消滅時効期間は、延長された各履行期から進行する。履行延期の処分後に分割納付を滞ったとしても、それ以後に履行期が到来する部分については、当該履行期が到来するまで消滅時効期間は進行しない。

(9) 不納欠損

指摘 51・福祉事務所

処遇検討委員会の時期の変更を検討する等して、速やかに不納 欠損処理する体制を整備すべきである。

(事実)

福祉事務所は、毎年2月に処遇検討委員会を開催し、その前年度中に消滅時効期間が経過したケースを不納欠損処理することについて承認している。具体的には平成28年4月から平成29年3月の間に消滅時効が完成した63条に基づく返還金及び78条に基づく徴収金について、平成29年度になった時点で繰越調定をした上で、平成30年2月に開催される処遇検討委員会での承認を得た後の同年3月頃に不納欠損処理している。

(理由)

会計規則 43 条の 2 は、債権について消滅時効が完成した等のときは、「速やかに」財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めている。

また、生活保護返還金等事務処理基準によれば、不納欠損処理 を行う場合は、「返還金・徴収金収納状況調査票」を作成し、検 討会及び処遇検討委員会に諮らねばならないとされているが、検 討会及び処遇検討委員会の開催時期については、特に定めがない のであるから、処遇検討委員会を毎年 2 月に開催していることは 不納欠損処理の遅滞を正当化する理由にはならない。

■生活保護返還金等事務処理基準

15 不納欠損

- (1) 債務者の自発的納付又は徴収停止の取り消しがないまま、5年の消滅時効が完成すれば不納欠損処理を行う。
- (2) 不納欠損処理を行う場合は、返還金・徴収金収納状況調査票を作成し、検討会、処遇検討委員会に諮らなければならない。
- (3) 不納欠損処理を行った場合は不納欠損通知書及び確認書を作成し会計管理者に送付する。
- (4) 整理台帳等に記載整理する。
- (5) 徴収停止しているもので時効となるものは、時効完成前に再度実態調査をし、徴収停止後の債務者等の状況に変化がないかどうかを確認する。

(10) 滞納処分

意 見 27・福祉事務所

78条に基づく徴収金について、稼働収入の無申告等の限定されたケースであっても、滞納処分による徴収を検討し、滞納処分により徴収する場合には速やかに実行できる体制を構築することが望ましい。

(事実)

岡山市においては、78条に基づく徴収金について、滞納処分に よる徴収を組織的に検討した形跡がない。

(理由)

平成 26 年の生活保護法改正により、78 条に基づく徴収金のうち、平成 26 年 7 月 1 日以後に支弁した保護費に係る徴収金については、国税徴収の例により徴収することができるとされ(生活保護法 78 条 4 項・77 条の 2 第 2 項)、滞納処分が可能となった。滞納処分による徴収の判断は、当該債権の回収見込等、個々のケースに応じて組織的に判断することとされている(平成 26 年 9 月 30 日付け厚生労働省社会・援護局保護課経理係長事務連絡)。78 条に基づく徴収金については、滞納者の多くが生活保護受給者であり、滞納処分により徴収すべき場合は多くないと思われるが、稼働収入の無申告等のケースでは、滞納処分により徴収すべき場合もあると思われる。現在の岡山市のように、滞納処分により

る徴収を検討していない状況は、平成 26 年生活保護法改正の趣旨を損なうものである。

■生活保護法

第 78 条

- 1~3(省略)
- 4 前条2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。

■生活保護法

第77条の2

- 1 (省略)
- 2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税 徴収の例により徴収することができる。

第2 児童手当返納金

1 監査対象部署

こども福祉課

2 監査対象債権の概要

(1)ア 児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給する手当である。0歳から中学校修了(15歳到達後最初の3月31日)までにある児童に対して、支給対象児童の養育者(監護し、生計を同じくする父又は母等)に支給される。

児童手当については、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)、 児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)及び児童手当法 施行規則(昭和 46 年厚生省令第 33 号)のほか、岡山市児童手 当法施行細則(平成 24 年市規則第 195 条)が定めている。

イ 児童手当の月額支給額は下表のとおりである。

	・0 歳~3 歳未満(一律):月額 15,000円
児童手当	・3 歳~小学校修了前(第1子・第2子):月額 10,000円
(所得制限基準額未満)	・3 歳~小学校修了前(第 3 子以降):月額 15,000 円 ・中学生(一律):月額 10,000 円
特例給付 (所得制限基準額以上)	・0 歳~中学校修了前(一律):月額 5,000 円

(出典: 岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_00158.html)

ウ 児童手当返納金の発生要因として,以下の要因があげられる。

(7) 所得更正

受給資格消滅後の受給者に所得申告の更正がある場合,手 当の区分が変更し(児童手当→特例給付),手当の過払いが生 じ返納金が発生する(児童手当法 5条,児童手当法附則第 2 条)。

(4) 支給要件を満たさない者

支給要件として, 受給者は日本国内に住所を有すること,

児童は日本国内に住所を有すること等が定められている(児童手当法4条)。したがって、受給者や児童が国外に転出した場合は、支給要件を満たさないことになる。

(ウ) その他

受給者が児童を監護しなくなった場合,市外へ転出した場合,公務員で勤務先から児童手当が支給される場合等に手続が必要となるが,届出のタイミング等で児童手当返納金が発生する場合等がある。

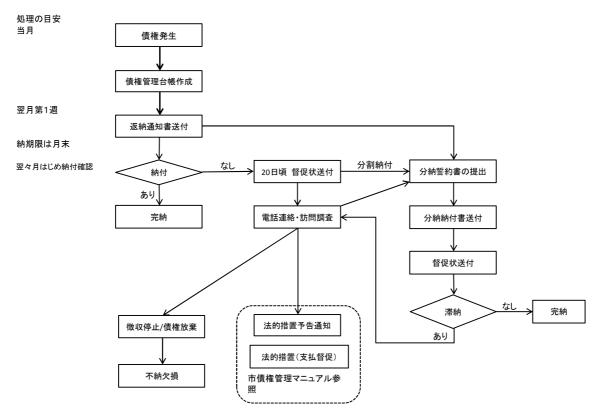
エ 平成 29 年度の児童手当返納金発生理由は, こども福祉課資料 1 のとおりである。

こども福祉課資料1(こども福祉課提供)

原因	件数(件)
所得更正	7
受給者国外転出	4
児童国外転出	3
児童非監護	2
受給者拘留	2
受給者市外転出	1
受給者公務員	1
合 計	20

- (2) 児童手当返納金について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、児童手当法、自治法、会計法、債権管理条例、債権管理マニュアルである。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは, **こども福祉課資料 2** の とおりである。

こども福祉課資料2(こども福祉課提供)



3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	2,735,000	3,040,000	1,365,000
調定額	繰越	4,912,000	4,862,000	2,824,000
	合計	7,647,000	7,902,000	4,189,000
	現年	1,550,000	2,465,000	990,000
収入額	繰越	320,000	763,000	966,000
	合計	1,870,000	3,228,000	1,956,000
	現年	1,185,000	575,000	375,000
収入未済額	繰越	3,677,000	2,249,000	1,268,000
	合計	4,862,000	2,824,000	1,643,000
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	915,000	1,850,000	590,000
	合計	915,000	1,850,000	590,000

4 指摘・意見

(1) 債権管理マニュアル (マニュアルの遵守)

指摘 52・こども福祉課

こども福祉課作成の事務処理マニュアルを遵守して債権管理事務を執行すべきである。

(事実)

こども福祉課では独自に債権管理の事務処理マニュアルを作成している。しかしながら、以下の①~③の債権管理事務について、当該事務処理マニュアルを遵守していなかった。

- ① 訪問調査(臨戸徴収)の実施
 - ■事務処理マニュアル 8 8.1 催告書を送付しても納付に応じなかった債務者 へは電話や訪問での督促を行うものとする。
 - ■事務処理マニュアル 8 8.2 訪問調査の際は 2 人で訪問し、積極的に履行延期(分割納入)を促す。
- ② 期限内の催告状の発送
 - ■事務処理マニュアル 6 6.1 督促状の指定期限経過後も, なお返納金を納付しない場合は督促状の指定期限から 30 日以内に債務者に対し, 催告状を送付する。
- ③ 法的措置
 - ■事務処理マニュアル 10 10.1 執行停止や債権放棄に該当しない場合は、法 的措置を行う(債権管理マニュアル参照)。

(理由)

こども福祉課作成の事務処理マニュアルは、統一的かつ公平な債権管理事務の執行を担保するために作成されたものである。

(2) 債権管理マニュアル (執行方法及び書式の統一)

意見 28・こども福祉課

児童手当返納金及び児童扶養手当返納金に関する債権管理事務のうち共通する事務については、その執行方法及び書式を統一化することが望ましい。

(事実)

児童扶養手当返納金に関しては、滞納者からこども福祉課資料3の「債務承認及び分納誓約書」を提出させている一方で、児童手当返納金に関しては、滞納者からこども福祉課資料4の「返納金の納付に関する申立書」を提出させ、それを承認・通知してい

る。

(理由)

児童扶養手当返納金及び児童手当返納金に関する債権管理の事務処理マニュアル及び事務執行フローについては, 共通する部分が多いことから, その執行方法及び書式を統一化することによって, 債権管理の効率化を図ることができる。

こども福祉課資料3(こども福祉課提供)

【様式5】

債務承認及び分納誓約書

平成 年 月 日

岡山市長 大森雅夫 様

住所 氏名 印 電話

私は岡山市に対し、下記のとおり債務を負担していることを承認します。

本件債務については、今後、下記の納入計画のとおり、誠意を持って履行することを誓 約します。

なお、下記の納入計画について、その納入を () 回怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、強制執行等の法的措置の手続を受けても異議はありません。

記

- 1債務の概要
- (1) 債務の名称
- (2) 元本債務金額 円
- (3) 債務の発生原因

2債務残高(平成 年 月 日現在)

H

3納入計画

平成 年 月から毎月 円

こども福祉課資料4(こども福祉課提供)

返納金の納付に関する申立書

 平成
 年
 月
 日

 岡山市長
 様

 申立人
 住所

 氏名
 印

返納金の納付について、以下の通り、申し立てます。

1. 申立の対象となる返納金

返納金の種類 (該当に〇) 児童手当等 子ども手当

金額 (元本) 円

返納が生じた理由

返納金内訳 平成 年 月分から平成 年 月分

返納通知日 平成 年 月 日 当初の納期限 平成 年 月 日

2. 申し立ての理由

3. 返納計画 (返納期限、およびその返納期限ごとの返納額)

可數	返納期	限			金額 (円)	
1	平成	年	月	В		P
2	平成	年	月	B		
3	平成	年	月	B		
4	平成	年	Я	B		
5	平成	年	月	В		
6	平成	年	月	В		
7	平成	年	月	В		
8	平成	年	月	B		
9	平成	年	Я	B		
10	平成	年	月	B		
				2 +		P

(3) その他 (児童手当の不正受給)

意見 29・こども福祉課

児童手当の不正受給(児童手当法 14 条 1 項)の認定について、 積極的に検討することが望ましい。

(事実)

これまで児童手当の不正受給を認定した事例がない。

(理由)

児童手当の不正受給に該当する場合,滞納処分による徴収が可能となり,効率的に徴収できる(児童手当法 14 条 1 項)。

■児童手当法

第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、 市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は 一部をその者から徴収することができる。

2 (省略)

第 3 児童扶養手当返納金

1 監査対象部署

こども福祉課

2 監査対象債権の概要

(1)ア 児童扶養手当は、父又は母のいない児童や父母がいない児童を養育している場合に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当である。

児童扶養手当については、児童扶養手当法(昭和 36 年法 律第 238 号)、児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)及び児童扶養手当法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 51 号)の他、児童扶養手当法に基づく事務取扱規則が定めている。

児童扶養手当の月額支給額は下表のとおりである。

【児童扶養手当額表(月額)】

<平成 30 年 4 月分以降>						
士公 社免旧辛粉	手当の全額を受給できる人	手当の一部を受給できる人				
支給対象児童数 	(全部支給)	(一部支給)				
旧辛1しのした	49 5 00 T	10,030 円から 42,490 円までの間で				
児童 1 人のとき 	42,500 円	10 円きざみで決まる。				
旧帝の人日	10.040 🖽	5,020 円から 10,030 円までの間で				
児童 2 人目	10,040 円	10 円きざみで決まる。				
旧产。1日以降	1人につき,6,020円	1人につき、3,010円から6,010円				
児童3人目以降	1 人に フさ、 6,020 円	までの間で 10 円きざみで決まる。				

<平成 29 年 4 月分から平成 30 年 3 月分>						
支給対象児童数	手当の全額を受給できる人	手当の一部を受給できる人				
又和对多児里奴	(全部支給)	(一部支給)				
児童 1 人のとき	49.900 TI	9,980 円から 42,280 円までの間で				
	42,290 円	10 円きざみで決まる。				
児童 2 人目	0.000 Ш	5,000円から 9,980円までの間で 10				
近里 2 入日 	9,990 円	円きざみで決まる。				
児童3人目以降	1人につき、5,990円	1 人につき,3,000 円から 5,980 円				

までの間で10円きざみで決まる。

(出典: 岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_00044.html)

イ 児童扶養手当返納金は、児童扶養手当を受給している者又は 受給していた者で、手当の過誤払があった者に対して返還を求 めるものである。児童扶養手当返納金が発生する要因として、 下記の要因があげられる。

(7) 事 実 婚

父または母で受給しているときに、婚姻の届け出はしなく ても、事実上の婚姻関係があるとき ((養育者を除く) 児童 扶養手当法3条3項)。

(4) 住所が日本国内にないとき

児童について、住所が日本国内にないとき(児童扶養手当法4条2項1号)。母又は養育者について、住所が日本国内にないとき(児童扶養手当法4条3項)。

(ウ) 年金の受給

受給者本人または児童が公的年金等を受けることができるとき (児童扶養手当法 13条の 2)。

(工) 所得制限(児童扶養手当法9条)

受給者本人や扶養義務者の所得が、所得制限を超えるとき。

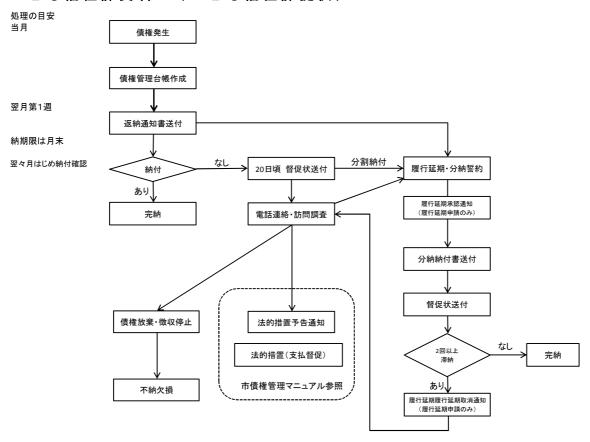
ウ 平成 29 年度の児童扶養手当返納金発生理由は, こども福祉 課資料 1 のとおりである。

こども福祉課資料1(こども福祉課提供)

原因	件数(件)
事実婚	19
年金受給	9
所得制限による支給停止	6
養育外	2
父親と生計同一	2
法律婚	1
出国	1
合計	40

- (2) 児童扶養手当返納金について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は,児童扶養手当法,自治法,会計法,債権管理条例,債権管理マニュアルである。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは, **こども福祉課資料 2** の とおりである。

こども福祉課資料2(こども福祉課提供)



3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	8,073,370	20,132,270	18,173,350
調定額	繰越	22,331,870	23,418,960	30,842,520
	合計	30,405,240	43,551,230	49,015,870
収入額	現年	3,042,780	10,342,340	10,164,620

	繰越	534,080	994,160	1,396,840
	合計	3,576,860	11,336,500	11,561,460
	現年	5,030,590	9,789,930	8,008,730
収入未済額	繰越	18,388,370	21,052,590	25,606,720
	合計	23,418,960	30,842,520	33,615,450
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	3,409,420	1,372,210	3,838,960
	合計	3,409,420	1,372,210	3,838,960

4 指摘・意見

(1) 債権の発生

指摘 53・こども福祉課

平成 26 年度以前に発生した児童扶養手当返納金のうち、債権管理台帳で管理しているものについては、その管理方法を改め、正確な債権額を集計して、全て歳入調定すべきである。

(事実)

平成 26 年度以前に発生した児童扶養手当返納金について,履行延期の申出があったときは,歳入調定金額から当該申出金額を減額していた。当該申出金額については,債権管理台帳に記載して管理し,各年度に納入通知書を送付した金額を歳入調定していた。その結果,以下のように取り扱っていた。

- ① 平成 26 年度以前に発生し、履行延期の申出があった児童扶養手当返納金は、各年度に納入通知書を送付し歳入調定した金額を除いて、歳入調定されていなかった。
- ② 平成 26 年度以前に発生し、履行延期の申出があった児童扶養手当返納金は、債権管理台帳で管理され、こども福祉課資料3のとおり、平成30年3月31日現在、債務者15人に対して残高9,668,250円となっていた。しかし、当該残高は、履行延期の申出があった金額から入金額を控除した残高ではなく、履行延期の申出があった金額から納入通知書を送付した金額(歳入調定額)を控除した残高を記載していたことから、上記9,668,250円は正確な債権残高を表すものではなかった。

(理由)

児童扶養手当返納金は、発生した所属年度に歳入調定しなけれ

ばならない(自治法 231条,自治令 154条 1項)。また,債務者ごとに正確な債権の残高管理を行うことは,債権管理の基本であり,仮に債務者ごとに正確な債権残高が把握できない場合には,徴収手続をとることが困難になる。

こども福祉課資料3(こども福祉課提供)

年 月 日 整理 番号		摘要	t	쑙	1.0	滅	现	在高	備	un ac
番号 7	烟 妥	金	- 額	金	額	金	額	100	考	
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金				1, 000		724, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金				5, 000	9	, 719, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金		٠		3, 000	. 9	, 716, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金		,		1, 000		, 715, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金		- :		5, 000	9	, 710, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金		٠,		10, 000	9	700, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金				5, 000	. 9	, 695, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金				5, 000	9	, 690, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金	7, 1			3, 000	9	, 687, 850		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金				5, 600		, 682, 250		
平成30年3月1日	· .	児童扶養手当返納金				1, 000	9	, 681, 250		
平成30年3月1日		児童扶養手当返納金		*		5, 000	9	676, 250		
平成30年3月1日	. :	児童扶養手当返納金			-	3, 000	. 9	, 673, 250		
平成30年3月1日	·	児童扶養手当返納金			-	5, 000	9	, 668, 250		

(2) 債権管理マニュアル

指摘 54・こども福祉課

こども福祉課作成の事務処理マニュアルを遵守して債権管理事務を執行すべきである。

(事実)

こども福祉課は独自に債権管理の事務処理マニュアルを作成 している。しかしながら、以下の①~④の債権管理事務について、 当該事務処理マニュアルを遵守していなかった。

- ① 訪問調査(臨戸徴収)の実施
 - ■事務処理マニュアル 8 8.1 催告書を送付しても納付に応じなかった債務者 へは電話や訪問での督促を行うものとする。
 - ■事務処理マニュアル 8 8.2 訪問調査の際は 2 人で訪問し、積極的に履行延期(分割納入)を促す。

- ② 期限内の督促状の発送
 - ■事務処理マニュアル 5 5.1 債務者が納付期限までに返納金を納付しなかったときは、納付期限経過後 20 日以内に督促状を送付する。
- ③ 期限内の催告状の発送
 - ■事務処理マニュアル 6 6.1 督促状の指定期限経過後も,なお返納金を納付しない場合は督促状の指定期限から 30 日以内に債務者に対し,催告状を送付する。
- ④ 法的措置
 - ■事務処理マニュアル 10 10.1 執行停止や債権放棄に該当しない場合は,法 的措置を行う(債権管理マニュアル参照)。

(理由)

こども福祉課作成の事務処理マニュアルは、統一的かつ公平な債権管理事務の執行を担保するために作成されたものである。

(3) その他 (領収した現金の取扱い)

意見 30・こども福祉課

銀行窓口閉鎖時間以降に領収した現金については、市役所本庁舎1階にある夜間金庫に預けることが望ましい。

(事実)

銀行窓口閉鎖時間以降に領収した現金について、課内の鍵付きロッカーで翌日まで保管していた。

(理由)

領収した現金の管理の安全性を確保する観点からは、できる限り、課内で現金を保管しないのが望ましい。他部署では市役所本庁 1 階にある夜間金庫に預ける扱いをしており、同様にするのが望ましい。

(4) その他 (不正受給)

意見 31・こども福祉課

児童扶養手当の不正受給(児童扶養手当法 23 条 1 項)について、積極的に検討することが望ましい。なお、不正受給の具体例について、「児童扶養手当法第 23 条に規定する不正受給の具体例について」(昭和 37 年 5 月 7 日厚生省児童局企画課長通知(児企発 89 号)各都道府県民生主管部(局)長あて厚生省児童局企画課長通知)を参照されたい。

(事実)

これまで児童扶養手当の不正受給を認定した事例がない。

(理由)

児童扶養手当の不正受給に該当する場合,滞納処分による徴収が可能となり,効率的に徴収できる(児童扶養手当法 23 条 1 項)。

■児童扶養手当法

第 23 条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都 道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部 をその者から徴収することができる。

2 (省略)

■児童扶養手当法第 23 条に規定する不正受給の具体例について(昭和 37 年 5 月 7 日)(児企発 89 号)(各都道府県民生主管部(局)長あて厚生省児童局企画課長通知)

児童扶養手当の過誤払等による返納金債権の取扱いについては、本年4月25日児発第489号各都道府県知事あて厚生省児童局長通達「児童扶養手当の過誤払等による返納金債権の取扱いについて」により通達したところであるが、同通達の3でいう児童扶養手当法第23条に規定する偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた場合の取扱いの対象となるものは、児童扶養手当受給資格者が積極的に不正を行なつた場合にはもちろんのこと、消極的に真実を歪曲し、又はかくすことによつて不正を行ない手当の支給を受けた場合をいうものであつて、その例をあげれば次のような場合が考えられるので、これが取扱いについて遺憾のないようされたい。

なお, 都道府県側の事務処理上の過誤に基づく誤認定等については, 不正受給には該当しないものであるから留意されたい。

- 1 受給資格を偽つて認定を受けた場合
- 2 他人の名義を盗用して認定請求を行なつたことにより手当の支給を受けた場合
- 3 認定請求書に添附すべき戸籍抄本,住民票等を偽造し,又は記載事項を改変した場合
- 4 医師に不実の申立てをして、障害認定診断書に不実の記載をなさしめた場合
- 5 所得,身分関係及び生計維持関係等の事実に関する市町村長等の証明書を 偽造し、若しくはその内容を改変し、又は市町村長等の印鑑を偽造し、若し くは不正に使用した場合
- 6 児童扶養手当証書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は拾得・窃盗・ 横領等の証書によつて手当の支払を受けた場合

7 受給資格の喪失又は手当額改定の事由に該当することを知つているにも かかわらず届出をしないで手当の支給を受けた場合

第4 施設使用料

1 監査対象部署

市場事業部

2 監査対象債権の概要

(1)ア 施設使用料は,岡山市中央卸売市場の設置者である岡山市が, 市場の使用者である卸売業者・仲卸業者・関連事業者等から徴 収する市場使用料である。

卸売業者(集荷・販売代行機関)とは、全国各地の生産者(出荷団体)から委託又は、買付けによって集荷した生鮮食料品等を「せり売」等によって仲卸業者や売買参加者に販売をする機関である。

仲卸業者(評価・分荷機関)とは、需要、供給のバランス等を常に調べておき「せり売」等に参加して品物を評価するとともに、大量に買い取ったものを市場内の店舗で分荷・選別し売買参加者や買出人に販売する、短時間で多種、大量の生鮮食料品等を処理するためには欠くことのできない機関である。

関連事業者(市場機能の充実及び市場利用者へのサービス機関)とは、市場を利用する人たちへのサービスをはかるために市場内で業務を営む金融機関、食品業者、飲食店、運送業者、日用品雑貨販売業者等である(以上について、岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/ichiba/jigyou/jigyou_00018.html)。

イ 岡山市中央卸売市場には青果部と水産物部があり、各業者数 は下表のとおりである(平成29年7月1日現在)。

	青果部	水産物部
卸売業者	2 社	2 社
仲卸業者	22 業者	27 業者
関連事業者		66 業者

(出典:前掲岡山市ウェブページ)

ウ 市場使用料については、中央卸売市場業務条例 82 条において定めがあり、中央卸売市場業務条例施行規程別表第 3 では、

下表のとおり,施設使用料が定められている。

別表第3 岡山市中央卸売市場施設使用料

	単位	金額	摘要
		卸売金額の 1,000 分の 2.6	
売した場		販売金額(消費税 額及び地方消費 税額を含む。)の 1,000分の 2.6	
1 平方メー	トルにつき 1 月	172 円	
温売場棟 1平方メー	トルにつき 1 月	750 円	
活魚売場 1平方メー	トルにつき 1 月	671 円	
1 平方メー	トルにつき 1 月	1,188円	使用面積 50 平方メ ートルまで毎に業 務用駐車場 1 区画 を含むものとす る。
1 平方メー	トルにつき 1 月	1,944 円	使用面積 25 平方メ ートルまで毎に業 務用駐車場 1 区画 を含むものとす る。
○者店舗 1平方メー	トルにつき 1 月	1,188円	関連事業者店舗使 用料に含まれる業 務用駐車場の区画 数は別に定める。
1 平方メー	トルにつき 1 月	1,036 円	
事務所 1 平方メー	トルにつき 1 月	1,296 円	
務所 1 平方メー	トルにつき 1 月	1,285 円	
	定により、 売した場 使用料 1 平方メー 1 平方メー 1 平方メー 1 平方メー	定により、 売した場 使用料 1 平方メートルにつき 1 月 活温売場 1 平方メートルにつき 1 月 1 平方メートルにつき 1 月 1 平方メートルにつき 1 月	卸売金額の 1,000 分の 2.6 販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の 1,000 分の 2.6 原用料 税額を含む。)の 1,000 分の 2.6 ほこの 1 平方メートルにつき 1 月 750 円 3活魚売場 1 平方メートルにつき 1 月 671 円 1 平方メートルにつき 1 月 1,188 円 1 平方メートルにつき 1 月 1,188 円 1 平方メートルにつき 1 月 1,036 円 1 平方メートルにつき 1 月 1,296 円

	その他の倉庫	1平方	メートルにつき 1 月	1,296 円	
冷蔵庫棟使用	青果冷蔵庫棟	1 棟に	つき 1 月	1,188,000円	
料	水産冷蔵庫棟	1棟につき1月		2,553,400 円	平成 25 年度改良
	青果・水産加工場	1平方	メートルにつき 1 月	1,036円	
	新設水産加工場	1平方	メートルにつき 1 月	1,165 円	昭和 60 年度新設
加工場使用料	青果分荷場	1平方	メートルにつき 1 月	237 円	
		Αブロ	ックにつき 1 月	386,060 円	平成 24 年度改良
	バナナ加工場	Вブロ	ックにつき 1 月	397,460 円	平成 24 年度改良
空地使用料		1平方	メートルにつき 1 月	21 円	
	場外駐車場	普通 車,貨 物車1		1,234 円	
		貨物車 2	1区画につき1月	2,073 円	
		貨物車	1 区画につき 1 月	3,456 円	
駐車場使用料		貨物車 4	1 区画につき 1 月	4,320 円	
	通勤用駐車場	1区画	につき 1 月	1,542 円	
	業務用駐車場	1区画	につき 1 月	1,234 円	
		小	1区画につき1月	3,857 円	
	青果部及び水産物 部立体駐車場 1 階	中	1区画につき1月	11,571 円	
	│ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□ □□	大	1区画につき1月	15,428 円	

備考

駐車場の各区画の面積は、概ね以下のとおりとする。

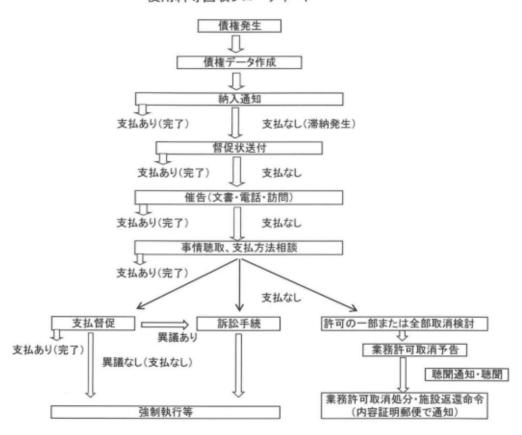
1 場外駐車場

- ア 普通車,貨物車1は,幅2.5メートル,奥行5.0メートル以下とする。
- イ 貨物車 2 は、幅 3.0 メートル、奥行 7.0 メートルとする。
- ウ 貨物車3は、幅3.5メートル、奥行10.0メートルとする。
- エ 貨物車 4 は、幅 3.5 メートル、奥行 12.5 メートルとする。
- 2 通勤用駐車場は、幅 2.5 メートル、奥行 5.0 メートル以下とする。

- 3 業務用駐車場は、幅 2.5 メートル、奥行 5.0 メートルとする。
- 4 青果部及び水産物部立体駐車場1階
 - ア 小は、幅 2.5 メートル、奥行 7.5 メートルとする。
 - イ 中は、幅 3.75 メートル、奥行 15.0 メートルとする。
 - ウ 大は、幅 5.0 メートル、奥行 15.0 メートルとする。
- 5 市場施設に付帯する業務用駐車場は、使用料算定面積に含まないものとする
 - (2) 施設使用料について、保証人を徴求していない。
 - (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、自治法、自治令、債権管理条例、債権管理条例施行規則、分担金条例、中央卸売市場業務条例、中央卸売市場業務条例施行規程、花き地方卸売市場業務条例、花き地方卸売市場業務条例施行規程である。
 - (4) 債権管理事務の執行に関するフローは, 市場事業部資料 1 のと おりである。

市場事業部資料1(市場事業部提供)

使用料等回収フローチャート



3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

施設使用料の現年収入額及び現年収入未済額は各年度の翌年度 4 月末時点で集計した。これは、各年度末時点で集計すると、施設使 用料が、公営企業会計であり、滞納が生じていない正常未済額も収 入未済額に含まれることから、各年度末の収入未済額から正常未済 額を除くために行った。

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	464,527,305	457,912,425	452,566,797
	繰越	11,107,729	13,866,979	13,310,030
	合計	475,635,034	471,779,404	465,876,827
収入額(現年は翌 年度4月末時点)	現年	457,144,870	452,060,122	446,544,876
	繰越	4,623,185	6,409,252	4,941,106
	合計	461,768,055	458,469,374	451,485,982
収入未済額(現年	現年	7,382,435	5,852,303	6,021,921
は翌年度 4 月末時	繰越	6,484,544	7,457,727	8,368,924
点)	合計	13,866,979	13,310,030	14,390,845
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

4 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 55・市場事業部

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

意見 32・市場事業部

滞納者ごとに関係書類を整備し、施設使用料を統一的に管理するのが望ましい。

(事実)

債権管理台帳及び関係書類の保管状況は、以下のとおりであり、 債権管理が適正に実施されているか事後的に確認できなかった。

① 債権管理条例4条及び債権管理条例施行規則2条の要件を

満たした債権管理台帳が整備されていなかった。

- ② 滞納者ごとに滞納情報がファイリングされていなかった。
- ③ 年度ごとに管理方法が異なる等統一的な管理が行われていなかった。

(理由)

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。また、滞納者ごとに関係書類を保管しなければ、債権管理に必要な情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的であるし、また、当該情報が分散化し、ミスが生じやすい状況になり得る。

(2) 債権管理マニュアル,債権管理事務の引継ぎ

意見 33・市場事業部

債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(事実)

施設使用料に関する債権管理マニュアルが作成されていない。 債権管理担当者の人事異動の際に債権管理事務(ノウハウ等)の 引継書が作成されていない。

(理由)

債権管理担当者の人事異動にかかわらず、適正かつ効率的に債権管理事務が執行されるためには、債権管理担当者の人事異動の際に円滑に債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎがなされなければならない。そのためには、債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式が必要である。

(3) 延滞金

指摘 56 · 市場事業部

納期限までに納付しなかった場合、中央卸売市場業務条例施行規程 93 条に従って、延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には、納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(事実)

市場事業部では、検討することなく、施設使用料について延滞金を徴収していない。

(理由)

納期限までに納付しない場合,中央卸売市場業務条例施行規程93条に従って,原則として延滞金を徴収しなければならない(分担金条例 5条)。もっとも,納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があると認めた場合には延滞金を減免することができる(同条例 7条)。

■中央卸売市場業務条例施行規程

第93条 前条第2項及び第3項に規定する納期までに納付しないときは、岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(昭和32年市条例第37号)により督促し、延滞金を徴収するものとする。

(4) その他(名義人ではない者への請求)

指摘 57・市場事業部

滞納が発生した場合の督促及び催告は、使用許可を受けている名義人本人に対して行うべきである。

(事実)

使用許可を受けている名義人と、実際に店舗で責任者として営業活動を行っている使用者が異なるケースで滞納が発生した場合に、使用者も共同経営者であるという相手方からの主張を漫然と受け入れ、使用者に対してのみ督促及び催告を行っているケースがあった。

このケースでは、名義人に資力があると思われることから、市場事業部が、名義人に対して法的措置をとる等の適切な債権管理を行っていれば、早期に徴収できた可能性が高かった。

(理由)

債務者は、使用許可を受けた者である。店舗で責任者として営業活動を行っている者がいたとしても、この者に対して請求することはできない。

(5) 法的措置(訴訟手続等)

指摘 58•市場事業部

督促後,少なくとも 1 年を経過してもなお履行されない場合には、徴収停止(自治令 171 条の 5、債権管理条例 10 条)又は履行延期の特約(自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条)その他特別の事情があると認める場合を除き、訴訟手続等の法的措置をすべきである。

(事実)

長期間滞納している事業者に対して、平成 26 年度以降、納付交渉による回収を優先する等の理由から、訴訟手続等の法的措置をとっていなかった。

(理由)

督促後,少なくとも1年を経過してもなお履行されない場合には,徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り,訴訟手続等の法的措置をとらなければならない(自治令171条の2,債権管理条例7条,同施行規則4条)。

(6) 分納誓約

指摘 59•市場事業部

債務承認及び分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(事実)

債務承認及び分納誓約について、滞納者から電話等による口頭での申出を受けるのみで、滞納者から債務承認書や分納誓約書の提出を受けていないケースがあった。

(理由)

債務承認及び分納誓約は、債務者に債務を認識させ、納付を促進する効果だけでなく、時効中断事由として債務全体の「承認」(自治法 236 条 3 項、民法 147 条 3 号)にあたると考えられることから、文書で提出させることによって証拠化する必要がある。

(7) 時効,不納欠損

指摘 60・市場事業部

施設使用料について、消滅時効が完成した後に請求しないように、時効管理を徹底すべきである。また、施設使用料について、消滅時効が完成したときは、速やかに不納欠損処理すべきである。(事実)

消滅時効が完成した後に請求したケースがあった。また、消滅時効が完成した施設使用料について、平成 25 年以降、不納欠損処理を行っていなかった。

(理由)

非強制徴収公債権である施設使用料は、時効期間の経過によって消滅し、滞納者等による消滅時効の援用が不要であり、また、

その利益を放棄することもできない(自治法 236条 2項)。

会計規則 43 条の 2 は、債権について消滅時効が完成した等のときは、「速やかに」財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めている。

第 5 売上高割使用料

1 監査対象部署

市場事業部

2 監査対象債権の概要

(1)ア 売上高割使用料は、仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合、販売金額の1,000分の2.6の金額について 徴収される市場使用料である。

仲卸業者(評価・分荷機関)とは、需要、供給のバランス等を常に調べておき「せり売」等に参加して品物を評価するとともに、大量に買い取ったものを市場内の店舗で分荷・選別し売買参加者や買出人に販売する、短時間で多種、大量の生鮮食料品等を処理するためには欠くことのできない機関である(以上について、岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/ichiba/jigyou/jigyou_00018.html)。

イ 岡山市中央卸売市場には青果部と水産物部があり、仲卸業者 数は下表のとおりである(平成29年7月1日現在)。

	青果部	水産物部
仲卸業者	22 業者	27 業者

(出典:前掲岡山市ウェブページ)

ウ 市場使用料については、中央卸売市場業務条例 82 条において定めがあり、中央卸売市場業務条例施行規程別表第 3 では、下表のとおり、売上高割使用料が定められている。なお、別表第 3 では、市場の使用・利用に基づく使用料(施設使用料)と販売金額に基づく使用料(売上高割使用料)が記載されているが、本監査の対象となる使用料は後者である。

別表第3 岡山市中央卸売市場施設使用料

種別	金額
----	----

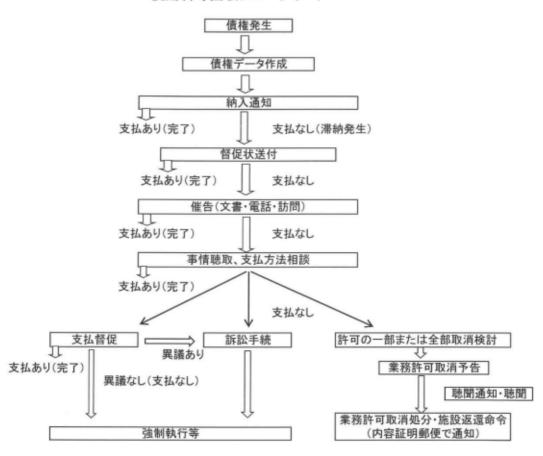
条例第 60 条第 2 項の規定により, 許可又は承認を受けて販売 した場合における仲卸業者市場使用料

販売金額(消費税額及び地方 消費税額を含む。)の 1,000 分 の 2.6

- (2) 売上高使用料について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、自治法、自治令、債権管理条例、債権管理条例施行規則、分担金条例、中央卸売市場業務条例、中央卸売市場業務条例施行規程、花き地方卸売市場業務条例、花き地方卸売市場業務条例施行規程である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは, 市場事業部資料 1 のと おりである。

市場事業部資料1(市場事業部提供)

使用料等回収フローチャート



3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

売上高割使用料の現年収入額及び現年収入未済額は各年度の翌年度 4 月末時点で集計した。これは、各年度末時点で集計すると、売上高割使用料が、公営企業会計であり、滞納が生じていない正常未済額も収入未済額に含まれることから、各年度末の収入未済額から正常未済額を除くために行った。

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	147,112,759	145,064,320	139,610,657
調定額	繰越	12,661	11,025	37,237
	合計	147,125,420	145,075,345	139,647,894
収入額(現年は翌	現年	147,101,734	145,029,480	139,567,086
収入額(現中は立 年度4月末時点)	繰越	12,661	8,628	11,554
平及 4 月木時品)	合計	147,114,395	145,038,108	139,578,640
収入未済額(現年	現年	11,025	34,840	43,571
は翌年度 4 月末時	繰越	0	2,397	25,683
点)	合計	11,025	37,237	69,254
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

4 指摘・意見

(1) 債権の発生

指摘 61・市場事業部

事業者が販売金額として届け出た金額を決算書等に基づいて 検証した上で、売上高割使用料を正確に算定すべきである。

(事実)

売上高割使用料は、仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合、販売金額の1,000分の2.6の金額について使用料を徴収される(中央卸売市場業務条例施行規程別表第3)。

現状,仲卸業者が販売金額として届け出た金額を販売金額として認定している。通常であれば,販売金額は,毎月一定せず,端数も出るはずであるが,毎月,端数の出ない同一金額を販売金額として届け出ている業者が存在した。このような不自然な販売金

額について,市場事業部は,その金額の正確性を検証していなかった。

(理由)

事業者は、中央卸売市場業務条例 60 条 5 項に基づき、市場管理者に販売金額を届け出なければならない。市場事業部は、その届出金額が販売金額として正しいか否かを決算書等に基づいて検証して売上高割使用料を算定しなければ、事業者の負担の公平性に欠ける。

■中央卸売市場業務条例

第 60 条

1~4(省略)

- 5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売 したときは、規程で定めるところにより、当該物品の数量及び金額(消費税額及 び地方消費税額を含む。)等を管理者に届け出なければならない。
- 6 (省略)

(2) 債権管理台帳

指摘 62・市場事業部

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

意見 34・市場事業部

滞納者ごとに関係書類を整備し、売上高割使用料を統一的に管理するのが望ましい。

(事実)

債権管理台帳及び関係書類の保管状況は,以下のとおりであり, 債権管理が適正に実施されているか事後的に確認できなかった。

- ① 債権管理条例 4 条及び債権管理条例施行規則 2 条の要件を 満たした債権管理台帳が整備されていなかった。
- ② 滞納者ごとに滞納情報がファイリングされていなかった。
- ③ 年度ごとに管理方法が異なる等,統一的な管理が行われていなかった。

(理由)

債権管理条例 4条及び同施行規則 2条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。また、滞納者ごとに関係書類を保管しなければ、債権管理に必要な情報へのアクセスに時間を

要する等,非効率的であるし,また,当該情報が分散化し,ミスが生じやすい状況になり得る。

③ 債権管理マニュアル、債権管理事務の引継ぎ

意見 35・市場事業部

債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(事実)

施設使用料に関する債権管理マニュアルが作成されていない。 債権管理担当者の人事異動の際に債権管理事務(ノウハウ等)の 引継書が作成されていない。

(理由)

債権管理担当者の人事異動にかかわらず、適正かつ効率的に債権管理事務が執行されるためには、債権管理担当者の人事異動の際に円滑に債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎがなされなければならない。そのためには、債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式が必要である。

(4) 延滞金

指摘 63 · 市場事業部

納期限までに納付しなかった場合、中央卸売市場業務条例施行規程 93 条に従って、延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には、納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(事実)

市場事業部では、検討することなく、売上高使用料について延滞金を徴収していない。

(理由)

納期限までに納付しない場合,中央卸売市場業務条例施行規程93条に従って,原則として延滞金を徴収しなければならない(分担金条例5条)。もっとも,納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があると認めた場合には延滞金を減免することができる(同条例7条)。

■中央卸売市場業務条例施行規程

第93条 前条第2項及び第3項に規定する納期までに納付しないときは、岡山

市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(昭和 32 年市条例 第 37 号)により督促し、延滞金を徴収するものとする。

(5) 督促・催告

指摘 64•市場事業部

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。また、督促後も納付されない場合には、定期的に催告すべきである。

(事実)

平成 29 年度において、督促を行っていなかった。また、催告については、面談によるもののみで、文書による催告を行っていなかった。

(理由)

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない(債権管理条例 5条、同施行規則 3条 1項、分担金条例 2条)。

また、督促にもかかわらず納付されない場合には、定期的に催 告を行うことが徴収上有効である。

第6 一般被保険者療養給付費返納金

1 監査対象部署

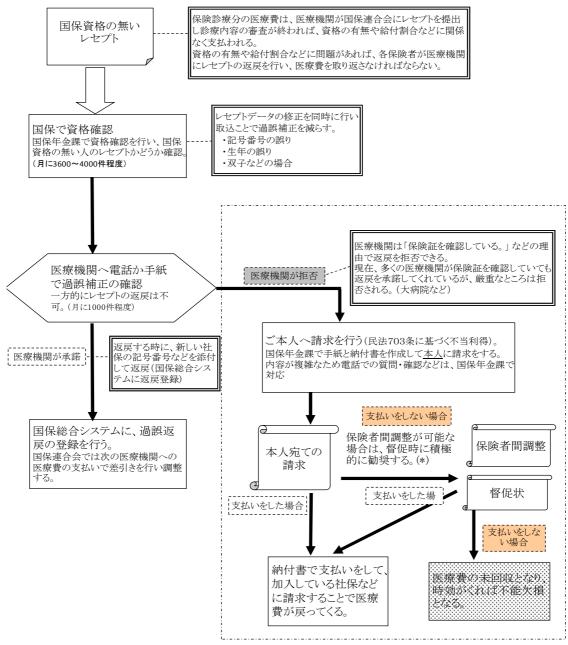
国保年金課

2 監査対象債権の概要

- (1)ア 一般被保険者療養給付費返納金とは、法律上正当な理由がな く、保険給付を受けた世帯又は療養の給付等に要する費用の支 払を受けた保険医療機関等に対する不当利得にかかる返納金、 並びに不正の行為によって、同様の給付を受けた世帯又は保険 医療機関等に対する不正利得にかかる返納金のことをいう(国 民健康保険法 65条、民法 703条)。
 - イ 一般被保険者療養給付費返納金が発生する要因は,以下のと おりである。いずれの場合も,不当利得にかかる返納金である。
 - (ア) 国民健康保険資格喪失後の受診
 - (イ) 誤った負担割合での受診等の理由により当該世帯に、市が 負担した費用の返還を求めるもの
 - (ウ) 厚生労働省及び岡山県による保険医療機関等を対象とする 監査指導の結果によって生じた医療機関からの返納金
- (2) 一般被保険者療養給付費返納金について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、国民健康保険法である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは,**国保年金課資料 1**のと おりである。

国保年金課資料1(国保年金課提供)

レセプト返戻業務の流れ



(*) 請求額が高額な場合 (概ね10万円以上)は、当初から保険者間調整を案内する。

医療機関がレセプトを国保連合会に提出するのは、翌月の10日頃です。

資格喪失後に国保で受診した場合でも、受診月の月末までに新しい保険証を医療機関に提示すれば、 医療機関は、新しい保険者へ請求できますので、すみやかに医療機関に報告するよう被保険者に指導 すること。

3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	17,236,752	24,485,427	52,819,127
調定額	繰越	10,261,675	11,580,413	18,216,814
	合計	27,498,427	36,065,840	71,035,941
	現年	13,975,653	15,741,912	42,428,397
収入額	繰越	1,522,077	1,851,062	1,896,394
	合計	15,497,730	17,592,974	44,324,791
	現年	3,261,099	8,743,515	10,390,730
収入未済額	繰越	8,514,598	9,480,101	15,818,626
	合計	11,775,697	18,223,616	26,209,356
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	225,000	249,250	501,794
	合計	225,000	249,250	501,794

4 指摘・意見

(1) 債権管理マニュアル

意見 36・国保年金課

債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎ に関する様式を整備するのが望ましい。

(事実)

一般被保険者療養給付費返納金に関する事務処理マニュアル (不当利得(民法 703 条徴収事務手順書)) は存在するものの、

国保年金課資料 2 のとおり、債権管理に関する内容は、わずか 2 項目しか記載がない。また、上記事務処理マニュアルでは、国保年金課資料 2 のとおり、「現年については当初請求の納期限到達後 2~3 月後に、滞納分については年 2 回をめどに、督促を行う。」として、督促と催告の区別がついていない。さらに、督促は納期限を 20 日までに行わなければならないが、「現年分については当初請求の納期限到達後から 2~3 月後に督促する」と定められている。

(理由)

一般被保険者療養給付費返納金に関する事務処理マニュアル

は、債権管理マニュアルとしては甚だ不十分である。債権管理担当者の人事異動にかかわらず、適正かつ効率的に債権管理事務が執行されるためには、債権管理担当者の人事異動の際に円滑に債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎがなされなければならない。そのためには、債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式が必要である。

国保年金課資料2(国保年金課提供)

十三 督促

- ① 現年分については当初請求の納期限到達後から2~3月後に、滞繰分については年2回をめどに、督促を行う。
- ② 督促時に、保険者間調整の対象と思われるものについては、保険者間調整を勧奨する 案内を同封する。(詳細は、保険者間調整手順書を参照)
- ③ 業務ボータル「国保給付」→「過誤・求償」→「不当利得情報入力」で対象者を検索する。展開された画面の「不当利得一覧」から、請求するレセプトのチェックボックスにチェックを入れ、「通知書等発行」ボタンをクリックし展開された「不当利得帳票発行」画面で、「返還通知書(督促)」及び「納付書」を選択し作成する。

十四 不納欠損

時効(返還通知日の翌日から起算して5年経過)が到来した年度末に行う。

ただし、通知日が1月以降のものは、翌年度に行う等注意すること

(2) 分納誓約

指摘 65 · 国保年金課

債務承認及び分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(事実)

債務承認及び分納誓約について、滞納者から電話等による口頭での申し出を受けるのみで、滞納者から債務承認書や分納誓約書の提出を受けていないケースがあった。

(理由)

債務承認及び分納誓約は、債務者に債務を認識させ、納付を促進する効果だけでなく、時効中断事由として債務全体の「承認」(自治法 236 条 3 項、民法 147 条 3 号)にあたると考えられることから、文書で提出させることによって証拠化する必要がある。

(3) 督促

指摘 66・国保年金課

督促は、納期限後20日までに行うべきである。

指摘 67・国保年金課

督促日は漏れなく把握すべきである。また、催告は「督促状」 の名称で行うべきではない。

(事実)

督促は、平成 29 年度では納期限 6 月 15 日で督促状の送付日が 10 月 10 日になっている等、納期限後 20 日までに督促状が送付されていない事例が散見される。

また、「督促状」の名称で催告を行っており、その影響等により、督促日を漏れなく把握できていない期間があるため、消滅時効の起算点が不明確なものがある。

(理由)

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない(自治令 171条、債権管理条例 5条、同施行規則 3条 1項、分担金条例 2条)。

督促は時効中断の効力を有するが(自治法 236 条 4 項), 催告は絶対的に時効を中断する効力はない。催告を「督促状」の名称で行うことは、債務者に時効に関する誤解を与える可能性がある。

第 7 幼稚園授業料

1 監査対象部署

就園管理課

2 監査対象債権の概要

(1)ア 幼稚園授業料とは、学校教育法、子ども・子育て支援法、幼稚園授業料条例、特定教育等利用者負担額条例に基づいて、児童を幼稚園に入園させた支給認定保護者に対して、その負担能力に応じた利用者負担額の支払を求めるものである。

利用者負担額は、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の 状況等によって、月額 0 円から 8,300 円の範囲内で決定される (特定教育等利用者負担額条例 3 条 1 項 1 号、同条例別表 1)。

- イ 債権の性質について、保育料は強制徴収債権とされ、利用者 負担額の決定・納入通知書の発送までは就園管理課が行い、徴 収事務は料金課が行っているが、幼稚園授業料は、非強制徴収 公債権とされ、徴収事務も含めた債権管理全体を就園管理課が 行っている。
- ウ 幼稚園授業料については、岡山市の平成 27 年度包括外部監査「幼稚園、保育園、小・中学校の事務、事業等」(以下「平成 27 年度包括外部監査」という。)で監査の対象とされており、本監査についても、平成 27 年度包括外部監査の指摘事項を受けた就園管理課の取組み状況等を重点的に監査の対象とした。
- (2) 幼稚園授業料について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行制則、特定教育等利用者負担額条例、幼稚園授業料条例、市子ども・子育て支援法施行細則、特定教育利用者負担額徴収等規則、幼稚園授業料減免規則、学校教育法、岡山市立幼稚園園則である。
- ⑷ 債権管理事務の執行に関するフローは、作成されていない。

3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

収入状況については下表のとおりであるが、その特徴として、現年の徴収率は 99.6%と非常に高い反面、滞納繰越分の徴収率は、近年増加傾向にはあるものの、11%と低い水準にとどまっていることがあげられる。

平成 29 年度の滞納繰越の調定額は約 950 万円,当該年度中に消滅時効が完成し不納欠損した部分を除くと約 780 万円であるが,滞納者の人数は 239 人,最も高額な滞納者に対するもので金額は 19 万円程度である。

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	254,368,550	242,706,850	225,726,380
調定額	繰越	10,084,700	9,997,850	9,534,800
	合計	264,453,250	252,704,700	235,261,180
	現年	252,417,250	240,896,400	224,746,630
収入額	繰越	269,300	626,500	1,054,200
	合計	252,686,550	241,522,900	225,800,830
	現年	1,951,300	1,810,450	979,750
収入未済額	繰越	8,096,700	7,743,250	6,736,500
	合計	10,048,000	9,553,700	7,716,250
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	1,718,700	1,628,100	1,744,100
	合計	1,718,700	1,628,100	1,744,100

4 指摘・意見

(1) 法的措置(訴訟手続等)

指摘 68・就園管理課

督促後,少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、 徴収停止(自治令 171 条の 5、債権管理条例 10 条)又は履行延期の特約(自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条)その他特別の事情があると認める場合を除き、訴訟手続等の法的措置(自治令 171 条の 2、債権管理条例 7 条、同施行規則 4 条)をすべきである。

(事実)

平成 27 年包括外部監査の指摘事項で、法的措置を検討すべきであるとされており、就園管理課において検討を行ったが、就園管理課単独で行うことはできないとの結論に達し、その後も法的措置を一切行っていない。

(理由)

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には、徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り、訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

就園管理課において、法的措置が困難であるとの判断に至った 主たる理由は、事務負担の増大・ノウハウの欠如という点にある と思われるが、非強制徴収公債権の管理において、法的措置をと ることは当然想定されているのであり、いずれの理由も法的措置 をとらないことを正当化できるものではない。

幼稚園授業料は、1件あたりの滞納額が20万円以下であり、少額訴訟・支払督促という簡易な手続も可能である。また、幼稚園授業料は、所得に応じて金額が定められるから、徴収可能性が一定程度あるものも多数存在するはずである。

このような点から、再度、平成 27 年度包括外部監査と同様の 指摘をすることとした。

(2) 分納誓約

指摘 69・就園管理課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(事実)

滞納者が分納誓約を申し出た場合に、就園管理課は、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況の調査を一切行うことなく、滞納者が分割納付可能な金額として自己申告している金額を受け入れている(ただし、滞納している幼稚園授業料の当初の月額を基準とし、その倍数の金額であることを条件としている。)。

(理由)

分納誓約は,「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長する ものではなく,あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件と して、事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが、「安 易に運用することは、健全な財政運営を害し、履行延期の特約等 を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで、「運用にあ たっては、必ず、債務者の資産・負債、収入・支出等の状況を具 体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割 納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」 である(以上について、非強制徴収債権用マニュアル)。

第8 老人福祉施設措置費負担金

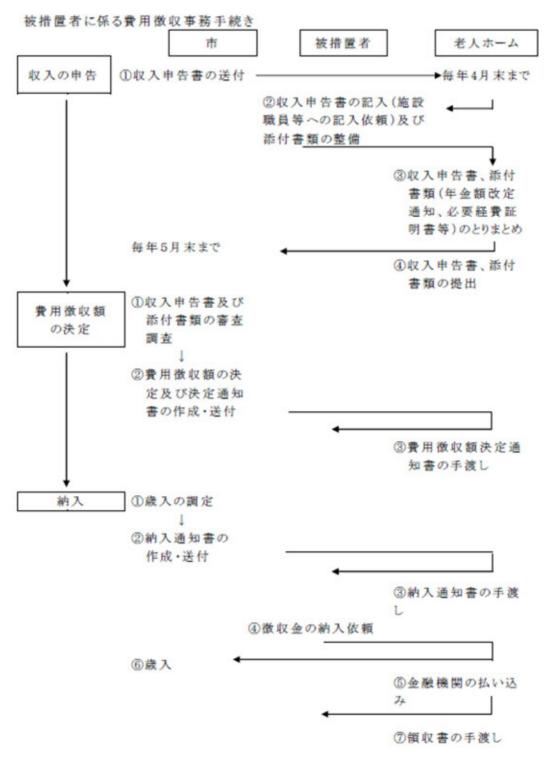
1 監査対象部署

高齢者福祉課

2 監査対象債権の概要

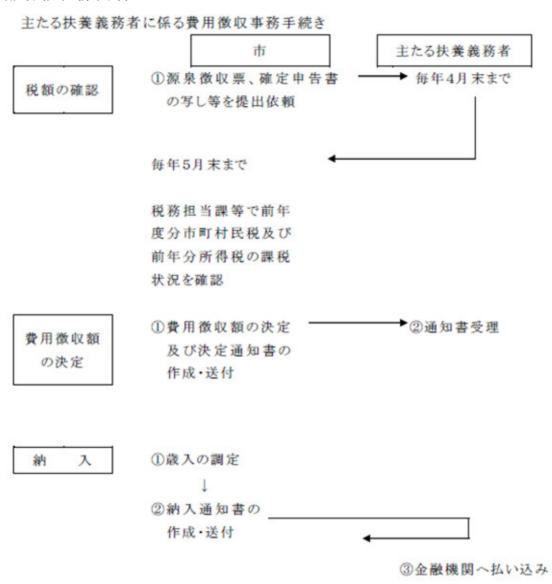
- (1)ア 老人福祉法 11 条の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所もしくは入所委託(以下「老人福祉法 11 条に基づく措置」という。)に要する費用を支弁した市が、同法28条の規定に基づき、当該措置を受けた者(以下「老人福祉法11 条に基づく被措置者」という。)又は扶養義務者から、その負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものである。
 - イ 岡山市では、老人福祉法 11 条に基づく措置及び老人福祉施設措置費負担金に関する費用徴収額の認定は福祉事務所が行い (福祉事務所長委任規則 4 条)、費用徴収事務は高齢者福祉課が行うこととしている(事務分掌規則 10 条)。
 - ウ 平成 29 年度末時点で入所中もしくは入所委託中の老人福祉 法 11 条に基づく被措置者は、養護老人ホーム 271 名(うち費 用徴収対象者 218 名)、特別養護老人ホーム 3 名(うち費用徴 収対象者 2 名)である。これらの被措置者に関し、扶養義務者 が認定されているケースは養護老人ホームで 23 名(うち費用 徴収対象者 11 名)、特別養護老人ホームでは 0 名である。
- (2) 老人福祉施設措置費負担金について,保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、老人福祉法、老 人福祉法 28 条 1 項費用徴収規則である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは, **高齢者福祉課資料 1**及 び**高齢者福祉課資料 2**のとおりである。

高齢者福祉課資料 1



(出典: 高齢者福祉課作成「老人保護措置の手引き」38頁)

高齢者福祉課資料 2



(出典:前掲「老人保護措置の手引き」39頁)

3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

養護老人ホーム		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	110,732,893	111,328,224	110,193,988
調定額	繰越	6,660,045	6,416,591 (H27 年度現年の調 定の誤りがあり, H27 年度収入未済額から ム25,678 円で調定し 直している。)	7,145,815

	合計	117,392,938	117,744,815	117,339,803
	現年	109,609,193	110,174,366	109,135,988
収入額	繰越	1,106,896	205,000	1,245,355
	合計	110,716,089	110,379,366	110,381,343
	現年	1,123,700	1,153,858	1,058,000
収入未済額	繰越	5,318,569	5,991,957	5,738,460
	合計	6,442,269	7,145,815	6,796,460
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	234,580	219,634	162,000
	合計	234,580	219,634	162,000

単位:円

特別養護老人ホーム		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	562,239	653,169	139,987
調定額	繰越	3,855,011	3,636,705	3,826,840
	合計	4,417,250	4,289,874	3,966,827
	現年	296,110	463,034	68,427
収入額	繰越	484,435	0	190,135
	合計	780,545	463,034	258,562
	現年	266,129	190,135	71,560
収入未済額	繰越	3,370,576	3,636,705	2,339,832
	合計	3,636,705	3,826,840	2,411,392
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	0	0	1,296,873
	合計	0	0	1,296,873

4 指摘·意見

(1) 債権管理マニュアル、督促

指摘 70・高齢者福祉課

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。また、これと異なる事務処理マニュアルの記載は、直ちに訂正すべきである。

(事実)

高齢者福祉課では、養護老人ホームに入所した老人福祉法 11 条に基づく被措置者が、平成 26 年 12 月分から平成 28 年 7 月分 までの老人福祉施設措置費負担金を滞納しているケースで、平成26年12月分から平成27年3月分までの督促を平成27年9月に行い、平成27年4月分から平成28年7月分までの督促を平成30年3月に行っていた。また、特別養護老人ホームに入所した老人福祉法11条に基づく被措置者の老人福祉施設措置費負担金の滞納については、督促を行っていない。

なお、高齢者福祉課では、平成 22 年 4 月に「老人保護措置の手引き」という事務処理マニュアルを作成しているが、その中の「第 2 編 第 3 3 徴収金未納者の取扱」という箇所に、「納入通知書で指定した期限までに徴収金を納付しない者があるときは、市は、電話・訪問等により催促するとともに、督促状を送付して納入を督促する。(8 月・1 月)」という記載がある。

(理由)

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない(債権管理条例 5 条、同施行規則 3 条 1 項、分担金条例 2 条)。

(2) 分納誓約

指摘 71・高齢者福祉課

督促状の「一度に納付が困難であり、分納による場合は、別紙分納誓約書を納入期限までに提出ください。後日、分納用の納付書を送ります。」という記載は削除すべきである。また、分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(事実)

督促状に「一度に納付が困難であり、分納による場合は、別紙分納誓約書を納入期限までに提出ください。後日、分納用の納付書を送ります。」との記載がある。また、実際の運用においても、債務者から分納誓約書が提出された場合に、分納を認めなかったケースは発見できなかった。

なお、督促状の上記記載については、ヒアリング時に包括外部 監査人からの事実上の指摘を受け、高齢者福祉課において、すで に削除済みである。

(理由)

分納誓約は、「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長する

ものではなく、あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件として、事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが、「安易に運用することは、健全な財政運営を害し、履行延期の特約等を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで、「運用にあたっては、必ず、債務者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」である(以上について、非強制徴収債権用マニュアル)。

督促状の「一度に納付が困難であり、分納による場合は、別紙分納誓約書を納入期限までに提出ください。後日、分納用の納付書を送ります。」という記載は、滞納者に対して、どのような条件であっても、分納誓約書さえ提出すれば、分納が認められると誤解をされる可能性が高い。

(3) 時効

指摘 72 · 高齢者福祉課

分納誓約書に基づく一部納付について、当該分納誓約自体による時効中断の効力だけでなく、当該一部納付による時効中断の効力についても検討のうえ、時効管理をすべきである。

(事実)

債権管理台帳を確認したところ、滞納者が平成 27年 2月 23日 に分納誓約書を提出し、同年 7月 27日の分割納付を最後にその後の支払いが全くないケースで、時効完成日を平成 32年 2月 22日と記載しているものが存在した。

(理由)

分納誓約書に基づいて一部納付を行った場合,当該分納誓約自体が時効中断事由として債務全体の「承認」(自治法 236 条 3 項,民法 147 条 3 号)にあたると考えられるだけでなく,当該一部納付も時効中断事由としての「承認」(自治法 236 条 3 項,民法 147 条 3 号)にあたると解されることから,当該一部納付による時効中断の効力についても検討する必要がある。

(4) 時効

指摘 73・高齢者福祉課

老人福祉施設措置費負担金が時効期間の経過によって消滅した後に滞納者等から弁済を受けることがないように、時効中断事

由及び時効の起算点を債権管理台帳に正確に記録し、時効管理を 徹底すべきである。なお、時効の適切な管理ができていなかった ことから、平成 29 年度に請求を停止したケースにおける老人福 祉施設措置費負担金については、時効期間の経過によって消滅し た後に、滞納者等から弁済を受けている可能性があるため、事実 関係を調査し、適切に対処すべきである。

(事実)

高齢者福祉課において、平成 29 年度に過去の記録を精査したところ、遅くとも平成 9 年度から平成 11 年度にかけて滞納が発生した 8 件について、関係記録が存在しないため、時効中断事由の存在が確認できない状態であることが判明した。また、遅くとも平成 16 年度から 19 年度にかけて滞納が発生した 1 件についても、同様の状態であることが判明した。そのため、いずれのケースについても、分納誓約に基づき納付書を毎月送付していたが、既に消滅時効が完成している可能性があることから、平成 29 年度中に納付書の送付を停止した。これらの 9 件については、老人福祉施設措置費負担金が時効期間の経過によって消滅した後に、滞納者等から弁済を受けている可能性がある。

(理由)

非強制徴収公債権である老人福祉施設措置費負担金は、時効期間の経過によって消滅し、滞納者等による消滅時効の援用が不要であり、また、その利益を放棄することもできない(自治法 236条 2 項)。そのため、老人福祉施設措置費負担金が時効期間の経過によって消滅した後に滞納者等から弁済を受けることがないように、時効中断事由及び時効の起算点を債権管理台帳に正確に記録し、時効管理を徹底する必要がある。

(5) その他(被措置者の判断能力)

|意見 37・高齢者福祉課|

高齢者福祉課は、老人福祉法 11 条に基づく被措置者の判断能力に疑義がある場合には、債務者の親族に成年後見制度を説明する等して、成年後見制度の利用を促すのが望ましい。

(事実)

老人福祉施設措置費負担金は、老人福祉法 11 条に基づく措置の対象が高齢者であること、また、必ずしも本人の意思に基づいて当該措置が行われるとは限らないこと等から、債権管理におい

て、老人福祉法 11 条に基づく被措置者の意思に基づかない処理がなされる危険性を常に内在している。岡山市においても、不適切とまでは断定できないものの、そのような可能性が否定できない取扱いが複数認められた。

例えば、特別養護老人ホームで、老人福祉法 11 条に基づく被措置者が分納誓約書に署名できない状態(記録上、身体的な問題で署名できないだけなのか、判断能力の欠如によって署名できないのかは定かではない。)であったため、金銭管理をしている親族に本人の氏名を代筆させた上で、その親族自身の氏名を運署させているケースがあった。また、施設が債務者の通帳を管理しているケースで、入所当時こそ債務者の同意を得ているが、その後、長期間にわたり、債務者の意思確認をせずに施設が債務者に代わって支払いを継続していると思われるものがあった。これらのケースについては、高齢者福祉課において、老人福祉法 11 条に基づく被措置者本人の判断能力を積極的に調査した形跡は認められない。

(理由)

債務の弁済、分納誓約等は、債務者の意思に基づいて行われなければならない。高齢者福祉課が、老人福祉法 11 条に基づく被措置者の判断能力を常に調査し、判断能力に疑義がある全てのケースについて、成年後見制度の利用を検討することは、債権管理の側面だけから考えると、あまりに不経済であり、合理的ではないかもしれない。しかしながら、現状においても、親族による虐待が疑われるようなケースでは、地域包括支援センターと連携する等して、速やかに成年後見制度の利用を検討することが行われているのであり、必ずしも不可能ではない。

(6) その他 (扶養義務者の認定)

指摘 74・高齢者福祉課

老人福祉法 28 条 1 項費用徴収規則 3 条に基づき、扶養義務者 を認定すべきである。

(事実)

平成 29 年度中に、老人福祉法 11 条に基づく被措置者の兄弟を 扶養義務者として認定し、この者から老人福祉施設措置費負担金 を徴収したケースが存在した。

(理由)

老人福祉法 28 条によれば、扶養義務者(民法に定める扶養義務者)から、その負担能力に応じて老人福祉施設措置費負担金を徴収できるとされているが、老人福祉法 28 条 1 項費用徴収規則 3 条によれば、扶養義務者を、同法 11 条に基づく被措置者の配偶者又は子のうち、一定の要件を満たした者(主たる扶養義務者)と定義している。したがって、老人福祉施設措置費負担金を徴収できるのは、老人福祉法 11 条に基づく被措置者、その配偶者又は子に対してのみである。

上記(事実)のように扶養義務者の認定を誤るという問題が生じた一つの原因として、扶養義務者となるべき者が提出する「扶養等届出書」の入所者との続柄欄が、配偶者か子の選択式ではなく、記述式になっていたことがあげられるが、この点については、包括外部監査人からの事実上の指摘を受け、高齢者福祉課において、入所者との続柄欄を、配偶者か子の選択式に変更している。

■老人福祉法

第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

■老人福祉法 28 条 1 項費用徵収規則

第3条 扶養義務者(入所者等の配偶者(届出をしていないが,事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。)又は子(以下「配偶者又は子」という。)のうち、次項から第6項までの規定により主たる扶養義務者とされた者をいう。以下同じ。)は、別表第2に定めるところにより、当該入所者等の措置に要する費用の全部又は一部を納めなければならない。

2 (以下省略)

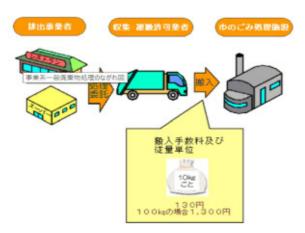
第9 ごみ処理手数料

1 監査対象部署

環境施設課

2 監査対象債権の概要

廃棄物は、家庭系廃棄物と事業系廃棄物に分類され、事業系 廃棄物は、更に一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。ごみ処 理手数料は、このうち、事業系の一般廃棄物について、収集・ 運搬許可業者(以下「許可業者」という。)が市の処理施設に搬 入する場合に徴収する処理手数料である(廃棄物適正処理条例 46条)。一般廃棄物の処理を委託する事業者(以下「排出事業 者」という。)は、許可業者に「収集・運搬料金」と「ごみ処理 手数料」を合わせた「ごみ処理料金」を支払うことになる。事 業系一般廃棄物の処理は、廃棄物処理法3条1項において、排 出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任 において適正に処理しなければならないと定められており、排 出事業者が直接、処理施設に持ち込むか、許可業者に収集・運 搬を依頼することになる。事業系一般廃棄物の収集・運搬は, 市の許可を受けた業者以外委託してはならない定めがあり(廃 棄物処理法7条1項,廃棄物適正処理条例19条の2),市の許 可業者が収集・運搬を行うことになる。ごみ処理の流れは以下 の図のとおりである。



(出典: 岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyousisetu/kankyousisetu_00003.html)

イ ごみ処理手数料の詳細は、下表のとおり定められている(廃 棄物適正処理条例別表第 1)。

別表第1(第46条関係)

一般廃棄物(し尿を除く。)処理手数料

区分		金額	備考
一般廃棄物	事業系	10 キログラムまでごとにつ き 130 円	事業活動により生じたもの であって、市の処分施設に搬 入されたものに限る。

- ウ ごみ処理手数料の徴収手続については、許可業者に対して市 の処理施設に搬入した翌月上旬に納付書が発行され、搬入した 翌月末が支払期限とされているが、過去に滞納があった業者等 は、搬入時に現金によりごみ処理手数料が徴収される。
- (2) ごみ処理手数料について、後納(翌月振込)を申請する場合、連帯保証人を徴求している。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、債権管理条例である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、作成されていない。

3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	4,697,680	0	46,930
調定額	繰越	4,261,410	8,254,090	4,980,010
	合計	8,959,090	8,254,090	5,026,940
	現年	0	0	46,930
収入額	繰越	705,000	3,274,080	95,000
	合計	705,000	3,274,080	141,930
収入未済額	現年	4,697,680	0	0
	繰越	3,556,410	4,980,010	4,885,010

	合計	8,254,090	4,980,010	4,885,010
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

4 指摘・意見

(1) 債権管理マニュアル,債権管理事務の引継ぎ

意見 38・環境施設課

債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(事実)

ごみ処理手数料に関する債権管理マニュアルが作成されていない。債権管理担当者の人事異動の際に債権管理事務(ノウハウ等)の引継書が作成されていない。

(理由)

債権管理担当者の人事異動にかかわらず、適正かつ効率的に債権管理事務が執行されるためには、債権管理担当者の人事異動の際に円滑に債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎがなされなければならない。そのためには、債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式が必要である。

(2) 延滞金

指摘 75・環境施設課

納期限までに納付しなかった場合,延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には,納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(事実)

環境施設課では平成 30 年度から延滞金を徴収する方針をとっているが、滞納業者 2 社のうち 1 社からは延滞金を徴収していない。なお、平成 29 年度以前は、延滞金支払いの申出があった 1 社を除いて延滞金を徴収していなかった。

(理由)

納期限までに納付しない場合、原則として延滞金を徴収しなければならない(分担金条例 5 条)。もっとも、納期限までに納付

しなかったことについて「やむを得ない事由」があると認めた場合には延滞金を減免することができる(同条例 7 条)。このような規定に基づくことなく、一部の滞納者のみ延滞金を徴収することは、負担の公平性に欠ける。

(3) 分納誓約

指摘 76 • 環境施設課

債務承認及び分納誓約に関する書類は、少なくとも完納するまで保管すべきである。

(事実)

分納誓約に基づき徴収している業者のうち,1 社について債務 承認書及び分納誓約書を保管していなかった。

(理由)

債務承認及び分納誓約は、債務者に債務を認識させ、納付を促進する効果だけでなく、時効中断事由として債務全体の「承認」(自治法 236 条 3 項、民法 147 条 3 号)にあたると考えられることから、完納するまで保管する必要がある。

(4) 法的措置(訴訟手続等)

指摘 77・環境施設課

督促後,少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、 徴収停止(自治令 171 条の 5, 債権管理条例 10 条) 又は履行延期の特約(自治令 171 条の 6, 債権管理条例 11 条) その他特別の事情があると認める場合を除き、訴訟手続等の法的措置(自治令 171 条の 2, 債権管理条例 7 条, 同施行規則 4 条) をすべきである。

(事実)

分納誓約書を提出しているが、入金が 18 か月間なく、財務状況が極めて悪い滞納業者について、有効な債権管理の方針が立てられていない。

(理由)

督促後,少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には,徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り,なお納付されなければ,訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

第10 し尿処理手数料

1 監査対象部署

環境事業課

2 監査対象債権の概要

- (1)ア し尿処理手数料は、収集機関(市、業者)がし尿収集を行った場合に徴収する手数料である。
 - イ し尿の収集及び運搬を受けようとする市民及び事業者は、し 尿収集申込書の提出が必要となる(廃棄物適正処理規則 11 条 1 項)。し尿の収集は、概ね月 1 回程度が基本となるが、必要に 応じて複数回又は不定期収集が可能である(同規則 18 条)。
 - ウ し尿処理手数料の徴収方法については、業者が収集する地区では、し尿収集を行った際に徴収される。また、市(直営)が収集する地域では、口座振替又は納付書により徴収される。納付書の場合、偶数月(例えば、4月・5月の収集料金は6月)に納付書が発行され、偶数月の末日が納期限となる。なお、西大寺事業所担当地区は、市直営ではあるが、し尿収集を行った際に徴収される。西大寺事業所担当地区は、環境事業課の所管外であり、本監査の対象外である。
 - エ し尿処理手数料は、下表のとおり定められている (廃棄物適 正処理条例 46条別表第1の2し尿処理手数料)。

別表第1(第46条関係)

2 し尿処理手数料

(1) 定額制

一般家庭及びこれに準ずるもので便槽を使用する人員が固定しているもの。ただし、便槽 の構造又は使用の状態により著しく収集量が多量となるものを除く

次表により算定した額の合計額。

区分	金額	備考
基本割	1戸当たり 月380円	月1回の定期収集を行うものに
	HR.1 1 1 W 11 110	ついて算定する。ただし、月2
人頭割	使用人員 1人当たり 月410	回以上の定期収集を要するもの
	円	については, 1 回目においてこの

			料金を算定する。
特別料金	再収集料金	1戸当たり380円と1人当たり2 05円との合計額	月2回以上の定期収集を要する ものについて,2回目以降に算定 する。
	特殊便槽料金	1 便槽 1 回につき 460 円	張り水を要する無臭便槽につい て加算して算定する。
	特別作業料金	1戸1回につき 140円	収集車から便槽までの汲取可能 な最短距離が40メートルを超え るものについて加算して算定す る。

(2) 従量制

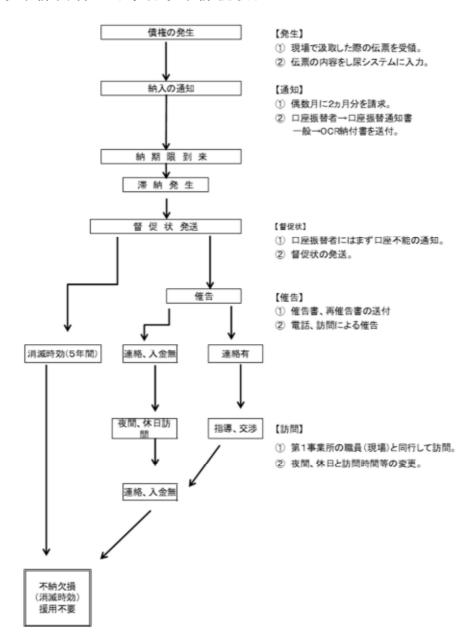
事業所その他定額制によりがたいもの及び不特定多数の者が 使用するもの並びに通常 の定期的収集以外に使用者からの要請により収集するもの。

次表により算定した額の合計額。

[⊠分	金額	備考
從量制		36 リットルまでごとにつき 4 60 円	
特別料金	特別作業料金	1戸1回につき 140円	収集車から便槽までの汲取可能 な最短距離が 40 メートルを超 えるものについて加算して算定 する。

- (2) し尿処理手数料について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、民事執行法、民事執行法施行令、破産法、自治法、自治令、国税徴収法、廃棄物適正処理条例、廃棄物適正処理規則、債権管理条例、債権管理条例施行規則、会計規則、分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは,環境事業課資料 1 のと おりである。

環境事業課資料1(環境事業課提供)



3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	35,424,570	34,462,685	30,834,800
調定額	繰越	7,513,520	5,241,800	3,743,810
	合計	42,938,090	39,704,485	34,578,610
収入額	現年	34,842,320	34,149,865	30,604,450

	繰越	1,948,820	1,081,210	1,028,170
	合計	36,791,140	35,231,075	31,632,620
	現年	582,250	312,820	230,350
収入未済額	繰越	4,659,550	3,430,990	2,219,090
	合計	5,241,800	3,743,810	2,449,440
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	905,150	729,600	496,550
	合計	905,150	729,600	496,550

4 指摘・意見

(1) 債権管理台帳

指摘 78 • 環境事業課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備し、し尿処理手数料を統一的に管理すべきである。(事実)

平成 29 年度から債権管理台帳を作成しているが, Excel ファイル等の債権管理ツールによる運用を優先しているため、特に過年度発生分の債権について、債権管理台帳が作成されていないものがある等の不備があった。

(理由)

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。

(2) 債権管理台帳

|意見 39・環境事業課|

債権管理台帳における氏名をカタカナだけでなく漢字も併記するのが望ましい。

(事実)

納付書の氏名及び送付先がシステム上カタカナで記載されるため、債権管理台帳における氏名もカタカナで記載され、氏名の漢字表記に関するデータが保存されていないものがあった。

(理由)

本人識別の観点から,氏名をカタカナ表記で管理した場合,氏 名がカタカナ表記で同一の債務者がいた場合に識別できず,督促 状の誤発送等の誤った処理がなされるおそれがある。

(3) 債権管理マニュアル,債権管理事務の引継ぎ

指摘 79 • 環境事業課

債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式を整備すべきである。

(事実)

し尿処理手数料に関する債権管理マニュアルが作成されていない。債権管理担当者の人事異動の際に債権管理事務(ノウハウ等)の引継書が作成されていない。

(理由)

債権管理担当者の人事異動にかかわらず、適正かつ効率的に債権管理事務が執行されるためには、債権管理担当者の人事異動の際に円滑に債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎがなされなければならない。そのためには、債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式が必要である。

(4) 延滞金

指摘 80 • 環境事業課

納期限までに納付しなかった場合,延滞金の徴収努力をすべきである。延滞金を減免する場合には,納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

(事実)

督促状には「なお、延滞金は「岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例」により納付期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて計算されます。」と記載しているが、延滞金を徴収したことがなく、徴収する予定もなかった。

(理由)

納期限までに納付しない場合,原則として延滞金を徴収しなければならない(分担金条例 5 条)。もっとも,納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があると認めた場合には延滞金を減免することができる(同条例 7 条)。

(5) 分納誓約

指摘 81・環境事業課

債務承認及び分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(事実)

債務承認及び分納誓約について、滞納者から電話等による口頭 での申出を受けるのみで、滞納者から債務承認書や分割誓約書の 提出を受けていない。

(理由)

債務承認及び分納誓約は、債務者に債務を認識させ、納付を促進する効果だけでなく、時効中断事由として債務全体の「承認」(自治法 236条 3項、民法 147条 3号)にあたると考えられることから、文書で提出させることによって証拠化する必要がある。

(6) 分納誓約

指摘 82・環境事業課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況 を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、 分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを 検討すべきである。

(事実)

環境事業課では、分割納付に関する基準等を定めておらず、分 納期間が8年に及ぶ等、長期間の分割納付案件があった。

(理由)

分納誓約は、「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではなく、あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件として、事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが、「安易に運用することは、健全な財政運営を害し、履行延期の特約等を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで、「運用にあたっては、必ず、債務者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」である(以上について、非強制徴収債権用マニュアル)。

(7) 時効

指摘 83・環境事業課

し尿処理手数料について、消滅時効が完成した後に請求しないように、また、消滅時効が完成する前に、不納欠損処理しないよ

うに、時効管理を徹底すべきである。

(事実)

環境事業課は、法的に誤った理解に基づき、時効管理をしていた。具体的には、例えば、平成 24 年度に発生したし尿処理手数料が平成 29 年度末(平成 30 年 3 月 31 日)に消滅時効が完成すると考え、年度単位で時効管理をしていた。

その結果、平成 24 年度に発生したし尿処理手数料で、分割納付による時効中断のため、消滅時効が完成していないものについて、平成 29 年度に不納欠損処理した事例が 14 世帯 30 件、154、590円あった。また、時効期間が経過したし尿処理手数料について、平成 30 年 2 月に相続人に請求した事例があった。

(理由)

非強制徴収公債権であるし尿処理手数料は、時効期間の経過によって消滅し、滞納者等による消滅時効の援用が不要であり、また、その利益を放棄することもできない(自治法 236 条 2 項)。

会計規則 43 条の 2 は、債権について消滅時効が完成した等のときは、「速やかに」財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めている。

第 1 1 ふれあいセンター施設使用料

1 監査対象部署

福祉援護課

2 監査対象債権の概要

(1)ア ふれあいセンター条例 7条 6 項によれば、同条例別表第 4 に 掲げる施設(岡山ふれあいセンターは食堂・売店及び理容室、 西大寺ふれあいセンターは軽食・喫茶、北ふれあいセンターは 軽食・喫茶)を利用し経営するため自治法 238 条の 4 第 7 項の 許可を受けた者は、同表に定める使用料を納めなければならな いとされている。

年度当初の4月に、当該年度1年分の使用料を調定し、納付書を送付する。原則として1年分を一括して前払いすることとなっているが、金額が高額になる場合は、例外的に分納を認めることもある。

少なくとも、過去 4 年間は、新たな滞納の発生は一切なく、 督促を行うべき事案も発生していない。

イ ふれあいセンター施設使用料については,平成 21 年度以降, ただ 1 名の滞納者による合計 2,173,920 円の滞納分が繰越を重 ね,現在まで残っており,それが唯一の収入未済となっている (ただし,後述するように,この金額にはふれあいセンター施 設使用料のみならず,施設利用に伴う光熱水費の滞納も含まれ ている。)。そこで,監査においては,この唯一の収入未済を重 点的に行うこととした。

この収入未済が発生した経緯は以下のとおりである。

平成 13 年度から北ふれあいセンターの軽食・喫茶施設を利用し経営していた個人の使用者について,施設利用料は平成 16年2月分から平成 17年5月分までの合計 1,345,076円,施設利用に伴う光熱水費は平成 15年6月分から平成 17年5月分までの合計 829,844円が滞納となっていた。

当該使用者は、平成 17 年 5 月に上記施設を退去した。そして、平成 21 年 3 月に 1,000 円が支払われた後、滞納残額合計 2,173,920 円について履行延期の処分・特約がなされた。履行延期の内容は、平成 21 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 120

回,毎月18,000円(ただし、最終月は31,920円)を支払うというものであった。しかし、この履行延期以降、使用者から、支払いは一切なされていない。

- (2) ふれあいセンター施設使用料について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、ふれあいセンター条例, ふれあいセンター条例施行規則である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、作成されていない。

3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	0	0	0
調定額	繰越	2,173,920	2,173,920	2,173,920
	合計	2,173,920	2,173,920	2,173,920
	現年	0	0	0
収入額	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0
	現年	0	0	0
収入未済額	繰越	2,173,920	2,173,920	2,173,920
	合計	2,173,920	2,173,920	2,173,920
	現年	0	0	0
不納欠損額	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

4 指摘・意見

(1) 督促

指摘 84 • 福祉援護課

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。

(事実)

平成 21 年 3 月に履行延期の特約・処分がなされた後、使用者から納期限までに納付されていないが、福祉援護課は督促していない。

(理由)

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない(債権管理条例 5 条、同施行規則 3 条 1 項、分担金条例 2 条)。

(2) 履行延期の特約等

指摘 85 · 福祉援護課

非強制徴収公債権である施設使用料と私債権である施設利用に伴う光熱水費について履行延期の処分・特約をする場合、履行期ごとに各債権の分割納付額を明示すべきである。

(事実)

非強制徴収公債権である施設使用料と私債権である施設利用 に伴う光熱水費を一体として履行延期の特約・処分を行い、履行 期ごとに各債権の分割納付額を示していない。

(理由)

非強制徴収公債権である施設使用料と私債権である施設利用に伴う光熱水費は、消滅時効期間、消滅時効における時効援用の要否及び時効利益の放棄の可否等の点で異なる。そのため、両債権を一括して履行延期の処分・特約を行う場合には、履行期ごとに各債権の分割納付額を示さなければ、時効管理が複雑になる等の問題が生じる。

(3) 履行延期(納付書の交付)

指摘 86 · 福祉援護課

履行延期の処分を行った場合、納期限ごとの納付書を交付すべきである。

(事実)

平成 21 年 3 月に履行延期の処分がなされた後、福祉援護課から毎月の納付書が使用者に郵送による方法で交付されていたが、 平成 23 年 3 月分を最後に、納付書が交付されていない。

(理由)

納付書によって収入すべきものは、納期限の 10 日前までに義務者に交付しなければならない(会計規則 37条 1項,同条 2項)。

第12 墓地管理手数料

1 監査対象部署

生活安全課

2 監査対象債権の概要

- (1)ア 墓地管理手数料は、岡山市営墓地の使用者から徴収する管理 料である(市営墓地条例7条)。
 - イ 管理料は、5年ごとに5年分を前納で徴収され、年度の算定は使用の許可を行った日の属する年度から起算する(同条例7条2項)。岡山市では4月1日時点の使用者から徴収する。
 - ウ 墓地管理手数料の徴収手続は、4月1日時点の使用者に対して、4月末に納付書を送付(納期限6月中旬)することにより 行われている。
 - エ 新たに使用許可を受けようとする者は、申請書を提出して許可を受け(市営墓地条例施行規則 3 条)、申請時に使用料と 5 年分の管理手数料を支払うことになる。
 - オ 墓地管理手数料の金額は、以下のとおり市営墓地条例施行規 則別表第2で定められている。

別表第2 (第8条関係)

(1) 岡山市笠井山霊園管理料

使用許可面積	1年度当たりの管理料
1 平方メートルにつき	510円

(2) 岡山市みつメモリアルパーク管理料

使用許可面積	1年度当たりの管理料
1平方メートルにつき	1,020円

(3) 岡山市上道墓園管理料

使用許可面積	1年度当たりの管理料
1 平方メートルにつき	820 円

(4) 岡山市瀬戸町大内霊園管理料

使用許可面積 1 年度当たりの管理料

1,020円

(5) 岡山市瀬戸町東霊園管理料

使用許可面積	1年度当たりの管理料
1 平方メートルにつき	1,020 円

(6) 岡山市瀬戸町南霊園管理料

使用許可面積	1年度当たりの管理料
1平方メートルにつき	1,020 円

(7) 岡山市なださきメモリーパーク管理料

使用許可面積	1年度当たりの管理料
1 平方メートルにつき	510円

- (2) 墓地管理手数料について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、墓地、埋葬等に関する法律、市営墓地条例、市営墓地条例施行規則である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、作成されていない。

3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	15,460,860	19,706,810	25,227,340
調定額	繰越	1,820,650	1,942,570	1,708,640
	合計	17,281,510	21,649,380	26,935,980
収入額	現年	14,792,160	19,130,460	24,768,390
	繰越	530,150	662,050	231,980
	合計	15,322,310	19,792,510	25,000,370
収入未済額	現年	668,700	576,350	458,950
	繰越	1,290,500	1,280,520	1,476,660
	合計	1,959,200	1,856,870	1,935,610
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	168,000	121,000	16,000

合計	168,000	121,000	16,000
----	---------	---------	--------

4 指摘·意見

(1) 債権管理台帳

指摘 87・生活安全課

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

意見 40・生活安全課

滞納者ごとに関係書類を整備し、墓地管理手数料を統一的に管理するのが望ましい。

(事実)

複数の台帳(Excel ファイルと紙媒体)により債権を管理していた。また、滞納者ごとに Excel ファイルや紙媒体を作成せず、全ての債権を年度単位で一括して管理していた。

(理由)

債権管理条例 4条及び同施行規則 2条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。また、滞納者ごとに関係書類を保管しなければ、債権管理に必要な情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的であるし、当該情報が分散化し、ミスが生じやすい状況になり得る。

(2) 督促

指摘 88・生活安全課

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。

(事実)

督促は、年1回納期限(6月)から3ヶ月程度経過した9月に 行っている。

(理由)

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない(債権管理条例 5 条、同施行規則 3 条 1 項、分担金条例 2 条)。

(3) 催告

意見 41・生活安全課

臨戸徴収(訪問催告)の再開を検討すべきである。

(事実)

平成24年度以降,臨戸徴収(訪問催告)を行っていない。

(理由)

電話や文書等による催告に対して反応がない滞納者については、臨戸徴収(訪問催告)が有効な場合もあると考えられる。

(4) 分納誓約

指摘 89・生活安全課

債務承認及び分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

(事実)

債務承認及び分納誓約について、滞納者からの電話等による口頭での申し出を受けるのみで、滞納者から債務承認書や分割誓約書の提出を受けていない。

(理由)

債務承認及び分納誓約は、債務者に債務を認識させ、納付を促進する効果だけでなく、時効中断事由として債務全体の「承認」(自治法 236条 3項、民法 147条 3号)にあたると考えられることから、文書で提出させることによって証拠化する必要がある。

(5) 債権管理マニュアル,債権管理事務の引継ぎ

意見 42・生活安全課

債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。

(事実)

墓地管理使用料に関する債権管理マニュアルが作成されていない。また、債権管理担当者の人事異動の際に債権管理事務(ノウハウ等)の引継書が作成されていない。

(理由)

債権管理担当者の人事異動にかかわらず、適正かつ効率的に債権管理事務が執行されるためには、債権管理担当者の人事異動の際に円滑に債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎがなされなければならない。そのためには、債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式が必要である。

(6) その他(墓地に催告目的の看板設置)

意見 43・生活安全課

滞納者に対する催告を目的として、滞納者が使用する墓地に看板を設置する行為は、控えるべきである。

(事実)

滞納者に対する催告を目的として、平成元年頃以降、滞納者が使用する墓地に看板を設置し、徴収の効率を図っている。当該看板の管理は、毎年末に確認しているとの説明があったが、平成30年9月頃に現地確認した際、生活安全課資料1のとおり、傷んだ看板が多数あった。

(理由)

滞納者に対する催告を目的として、滞納者が使用する墓地に看板を設置する行為は、債権の徴収に有効的かつ効率的であるとしても、滞納者が滞納の事実を第三者に知られることをおそれて納付することを期待してなされているものと考えられ、債権の適正な徴収方法とは言い難い。なお、看板の内容が「墓地使用者様」お聞きしたいことがございますのでご連絡をお願いいたします。」等とされ、直ちに墓地使用者が滞納者であることを公表するものではないとしても、墓地に当該看板が設置されている状況は異様な状況であり、長年、滞納者に対する看板の設置行為を積み重ねることによって、看板を設置された墓地使用者が滞納者であることを第三者に知られる可能性があることは否定できない。

生活安全課資料 1 (平成 30 年 9 月 16 日包括外部監査人補助者撮影)





第 1 3 身体障害者福祉施設措置費負担金

1 監査対象部署

障害福祉課

2 監査対象債権の概要

- (1)ア 身体障害者福祉施設措置費負担金は,身体障害者福祉法第 18 条の規定により身体障害者を障害福祉サービス,障害者支援施設等への入所等に要する費用を支弁した市が,同法 38 条の規定に基づき,当該身体障害者又はその扶養義務者から,その負担能力に応じ,その費用の全部又は一部を徴収する負担金をいう。
 - イ 身体障害者福祉施設措置費負担金については、平成 15 年の制度改正により平成 14 年度に運用を終了しているため、平成 15 年度以降、本負担金は発生していない。
- (2) 身体障害者福祉施設措置費負担金について、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、身体障害者福祉法、自治法、債権管理条例である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、作成されていない。

3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

平成 29 年度の収入未済額 1,391,000 円は,平成 13 年度及び平成 14 年度に発生し,平成 20 年 3 月に時効期間を経過した件である。 不納欠損処理していなかったため,平成 29 年度まで債権として残っている。

単位:円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	現年	0	0	0
調定額	繰越	1,421,000	1,391,000	1,391,000
	合計	1,421,000	1,391,000	1,391,000

収入額	現年	0	0	0
	繰越	30,000	0	0
	合計	30,000	0	0
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	1,391,000	1,391,000	1,391,000
	合計	1,391,000	1,391,000	1,391,000
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

4 指摘·意見

(1) 時効

指摘 90 • 障害福祉課

身体障害者福祉施設措置費負担金について、消滅時効が完成したときは、速やかに不納欠損処理をすべきである。

(事実)

平成 20 年 3 月に時効時効が完成した身体障害者福祉施設措置費負担金について、不納欠損処理せず、放置されていた。

(理由)

非強制徴収公債権である身体障害者福祉施設措置費負担金は、時効期間の経過によって消滅し、滞納者等による消滅時効の援用が不要であり、また、その利益を放棄することもできない(自治法 236 条 2 項)。

会計規則 43 条の 2 は、債権について消滅時効が完成したときは、「速やかに」財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めている。